

## 目的および範囲

### 目的

本書は、アムンディが責任ある資産運用会社としての コミットメントを投資と業務運営でいかに実践しているか を詳述するものです。グループCEOが議長を務めるESG・ 気候戦略委員会で決定された「グローバル責任投資方針」 の主要な構成要素を示し、アムンディの戦略的方向性 について概説します。

### 適用範囲

該当するセクションで明示されない限り(例、「除外 方針と実施最低基準」)、ここで述べられる一連の 方針およびプロセスは、アムンディ・グループの 各法人が運用する全資産に適用されます。

なお、以下のグループ関係・関連会社では、本責任投資 方針の一部または全部が適用されません(詳細については、 各社方針をご参照ください)。

- ABC-CA Fund Management Company-Amundi-ACBA Asset Management
- KBI Global Investors Ltd
- NH-Amundi Asset Management
- SBI Funds Management Limited
- Wafa Gestion\*

最終更新日:2025年10月

<sup>\*</sup>ABC-CA Fund Management Company、Amundi-ACBA Asset Management、NH-Amundi Asset Management、SBI Funds Management Limited、Wafa Gestionはアムン ディの合弁事業です。

## 内容

目的	りおよび範囲	2	5 責任投資戦略を支えるスチュワードシップ 23
			<b>5.1</b> 目的と基本方針 23
1	責任ある投資家としての方針	4	5.2 エンゲージメントを実施:テーマと行動 24
2	責任投資のための組織	6	<b>5.2.1</b> エンゲージメントの進捗状況の 測定とモニタリング 24
	2.1 責任投資部門	6	<b>5.2.2</b> エスカレーション 24
	2.2 意思決定プロセス	7	5.3 議決権行使 25
3	ESGリスクと機会の評価	8	6 投資プロセスへのサステナビリティ統合 26
	3.1 独自アプローチ	8	6.1 基本的な考え 26
	3.2 ESG評価における基本方針	9	<b>6.2</b> アクティブ運用 26
	3.2.1 ESGレーティング:コーポレート	10	<b>6.3</b> 責任ある外部マネジャー選定 27
	<b>3.2.2</b> ESGレーティング:ソブリン	11	<b>6.4</b> 責任ある外部ファンド選定 28
	3.2.3 その他の証券・発行体	11	6.5 リスク管理 28
	3.3 ESGコントラバシーのモニタリング	11	7 情報開示 29
	3.4 気候関連指標とレーティング	12	
	3.5 生物多様性の指標とレーティング	13	<b>7.1</b> 責任投資運用資産残高 29
	3.6 サステナビリティ・リスクおよびサステナブル・ インベストメントフレームワーク	13	7.2ファンド認証制度と情報開示297.3EU規制情報30
	3.7 ESG原データ、外部ESGスコア、および ESGデータ・プロダクト利用に関する開示	14	8 資産運用業界の発展に向けて 31
4	除外方針と実施最低基準	15	8.1 業界市場団体への積極的な参加 31
	4.1 国際条約に関連する規範的除外	16	8.2 学界との連携 32
	4.2 セクター別方針	16	9 補足情報 33
	4.2.1 化石燃料	16	除外方針の適用範囲 33
	4.2.2 タバコ	18	ESG評価基準とウエイト付け 36
	4.2.3 兵器	19	トランジション・スコア算出手法 38
	4.3 ソブリン債	20	ESGインテグレーションにおける長年の実績 39
	4.4 人権に関する方針	20	こうしょファフレーフコンにものの女牛の大根 コラ
	4.5 生物多様性と生態系サービスに関する方針	21	

# 1.責任ある 投資家としての方針

2010年の設立以来、アムンディは責任投資を基本理念の一つとしています。責任投資は、アムンディのコアにある価値観のひとつであり、資産運用への取組みにおいて不可欠な要素です。

アムンディの親会社はフランス最大の銀行・保険会社であるクレディ・アグリコルです。100年以上前に農業組合のメンバーによって設立されたクレディ・アグリコルは発展を続け、今日では主要な金融機関のひとつに認められています。クレディ・アグリコルは「顧客と社会のために日々努めるパートナーたること」というパーパス、すなわち、存在意義を掲げています。この考えのもとで私たちが目標としているのは、顧客と経済の双方に影響を与える社会的・環境的課題に配慮しながら、顧客に長期的な価値を提供することです。

この「ESGインテグレーション」の根底にあるのは、持続可能性という視点を堅持することによって、規制への対応や社会からの信頼に関わるリスクに対処しながら、発行体は経営効率を向上させ、より良く成長を遂げられるという揺るぎない考えです。このような統合思考によって、受託者責任を全うしながら責任ある投資家としてのコミットメントを果たし、財務や事業活動、社会的評価など

の長期的なリスクをより深く考察することができるのです。

当社のESG分析とレーティング手法は、ダブル・マテリアリティの考え方を採用しています。持続可能なリターン<sup>1</sup>を創出することを目指し、顧客利益のために投資判断を行うためには、環境・社会と投資対象との相互関係が重要であると考えるからです。つまり、当社分析のねらいは、ESG要素が企業価値に対していかに重大な影響を与える可能性があるかをみることだけではありません。経済活動全体を大きく左右し、ひいては運用するポートフォリオにも影響が波及し得るような環境や社会、人権などの問題に企業がいかなるインパクトを与えるかも評価<sup>2</sup>することを意味します。

こうした考え方は、当社の運用とスチュワードシップ活動、幅広い プロダクトとソリューションの開発、ならびに、顧客をサポートする ために展開するアドバイザリーやサービスに反映されています。

### 世界をリードする責任ある資産運用会社を目指して

長期的な価値創造と持続可能なリターンの創出は、短期的な財務・会計指標の改善を超えるものであると私たちは考えます。アムンディは、この信念に基づき、気候変動、自然資本の保全、社会的結束といったサステナビリティに関わる主要な事項を投資哲学と投資実務の中に組み込んでいます。社会のさまざまな事業が力をあわせて、こうした課題に対処し、だれもが協働するエコシステムを維持できるよう資本の効率的配分に努めるなかで、当社のサステナビリティへの取り組みもその一端を担うものだと捉えています。投資家としてより高い目標を掲げるだけでなく、投資先企業のESGへの取り組みを向上させることも当社の役割であり、社会への貢献の重要な部分です。

責任ある長期投資家であることによってリスクの捉え方も包括的となり違いがうまれます。リスクは多面的であり様々な時間軸で作用するものですが、長期的な視点に立ち投資するうえでは、有利に働くと私たちは考えます。アムンディの運用チームは、市場リスクだけでなく、信用リスク、流動性リスク、レピュテーション・リスク、さらに発行体の活動から生じるESGリスクも考慮にいれています。そして、これを支えるのが、独立したリスク部門と責任投資部門です。責任投資部門は、専門的なリサーチを利用して、ポートフォリオに影響を与える可能性があるESGリスクについて独自の詳細な分析を提供しています。

<sup>1</sup> 持続可能なリターンとは、より高い基準でリスクをコントロールし運用成果の持続を目指すことを意味します。

<sup>2</sup> 特定の戦略で分析やレーティングが投資判断にどのように統合されているかについての具体的な情報は、当社のプロダクト別ディスクロージャーをご参照ください。

アムンディはESGアクションプランとして最初の3か年計画を つくり、投資行動と組織全体において、それまでにないレベルで ESG統合に取り組み<sup>3</sup>、2021年にこれを完了しました。この計画を 通じて、すべてのオープンエンド型アクティブ運用ファンド4での ESGパフォーマンス目標の設定、加えて、エンゲージメントと議決権 行使を通じた投資先企業との対話における体系的なESG要素の 反映を具体化しました。

2018~21年の計画を終えたあと、2021年12月にアムンディは 2022~25年における新たなアクションプランを策定し、環境に おける「公正な移行」へのコミットメントをさらに強化することを 発表しました。このESG Ambitions 2025では、以下の3つの 目標を掲げています。

- 責任ある投資として、より高い目標を掲げる資産形成ソリュー ションの提供
- [2050年までのネット・ゼロ実現]に向けて実効性ある戦略 策定を促すエンゲージメント対象企業の大幅拡充
- 自らが掲げる新たな目標を従業員および株主との間で共有

責任投資における目標に対してアムンディは、各部門にESG専門 リソースを配して組織全体でその実現を目指しています。

<sup>3</sup> 投資分析と投資判断にESG課題を明示的かつ体系的に組み入れること(責任投資原則-PRI)。

<sup>4</sup> 技術的に可能な場合に実施。なお、対象外のケースにはつぎの場合が含まれます:限定的な範囲でアクティブ運用を実施するファンド(=「バイ・アンド・ウオッチ」型ファンド、証券化ビークル、 不動産やヘッジファンド)、運用がアムンディの投資プラットフォームで行われない、ないしは、外部委託されるファンド、インデックスへの連動性が高いファンド、投資対象のESGレーティング・ カバレッジが限られているファンド、ファンド・ホスティング・プラットフォーム(外部マネジャー向けファンド設定・管理サービス)上の商品

## 2.責任投資のための組織

### 責任投資部門

アムンディは責任投資に特化した部門を設け、ESGに関する分析調査やスコアリング手法開発、レーティングや各種指標、並びに定性 分析などを提供するうえでの専門性を集約しています。また、この部門は、グループを横断し運用拠点や営業部門に対してリサーチや サポートを提供し、ナレッジ・トランスファーを実施しています。部門のメンバー全員が投資の実務者と協働しながら必要に応じ、ESGを 投資戦略やプロセスに統合させています。責任投資部門は5つのチームに分かれています。スタッフは北米、欧州、アジア太平洋地域で 活動しており、その大半はパリをベースにしています。

### ESGリサーチ・エンゲージメント・議決権行使

このチームはパリ、ロンドン、シンガポール、北京、東京のオフィスで 活動しており、多様なバックグラウンドを持つ40名以上のスタッフ が在籍しています。

ESGアナリストは、主要なESGトピックについて、各セクターや 主要な投資対象(発行体であるソブリン、コーポレート、ならびに グリーン・サステナブル・ボンド等)をモニターしています。持続 可能性に関わるリスクと機会とあわせて、サステナビリティに 悪影響をおよぼす諸要因へのエクスポージャーを評価した上で 社内のESGスコアリング・システムで使用するKPI⁵とウェイトを 決定します。また、各ESGアナリストは、チーム内で分掌するセク ターやテーマに特化してリサーチとエンゲージメントを実施します。 各セクターやテーマにはリーダーが置かれ、それぞれの活動を 統括しています。

また、議決権行使やガバナンスに関連する対話を専門に行うガバ ナンス・スペシャリストのチームとも連携しています。アムンディが 顧客に代わり投資する企業の株主総会での議決権はこのスペ シャリストによって行使されます。

ESGおよびコーポレート・ガバナンスのアナリストは、ESGへの取り 組みと環境・社会に対する影響を改善させるために企業とのエン ゲージメントを実施し、常に対話を続けることを目指しています。 チームのメンバーは、ファンドマネジャーや財務アナリストと積極的 に協働しながら、運用プラットフォーム全体でより高く目標を掲げ 影響力あるエンゲージメントを行うカルチャーを醸成することを はじめとして、グループとしてESGのノウハウや専門性を高める ことに努めています。

#### ESG手法・ソリューション

クオンツ・アナリストと金融エンジニアで構成されるこのチームは、 ESGリサーチチームやグローバルデータ管理チームと協働して、 アムンディ独自のESGスコアリング・システムの開発とメンテ ナンスを担当しています。ESGデータ上の問題解決とスコア開発 をリードしながら、財務アナリストやポートフォリオ・マネジャーが ESGや持続可能性を取り入れて投資判断を行えるようにすると ともに、サステナビリティ関連情報であるESGレーティング、気候 データ、インパクト指標、コントラバシー等をプロダクトに統合し、 ESGビジネス開発チームが画期的な運用ソリューションを創り出す ための土台を提供しています。さらに、アムンディのポートフォリオ 管理システムや顧客レポートシステム向けのESG分析ツール開発 や実装を管理するほか、顧客指定のESG基準による除外ルールの 適用も担当しています。

#### ESGビジネス開発およびアドボカシー

パリ、ミュンヘン、ミラノ、ボストン、東京、香港に拠点を置くこの チームは、運用プラットフォームやマーケティング部門と連携し ながら、顧客セグメントや地域を横断して、投資家のニーズや課題 にマッチする責任投資手法を開発し、ソリューション提供を支援 する役割を担っています。また、アムンディの全顧客とビジネス パートナーに責任投資に関する専門知識や助言、サービスを提供 しています。同時に責任投資に関する社内外の啓蒙活動に参画 するともに、この分野でアムンディが関わるイニシアティブを管理 するほか、顧客や社員向けの研修プログラムも開発しています。

#### ESG規制対応

責任投資部門でESG規制に関わる事項を分掌しています。将来の 規制から受ける影響を予見し、アムンディの事業展開をサポート するとともに、責任投資のフレームワークを継続的に強化する 金融セクターの取り組みに参画しています。

#### ESG COOオフィス

ビジネス、予算、IT開発、監査、プロジェクト等の責任投資部門に おける活動をモニターするダッシュボードの作成、複数部署が 関連する主要なプロジェクトの管理など、責任投資部門とグループ のサポート機能との間で調整を行い、効率的に案件を進めることを 担当しています。

### 2.2 意思決定プロセス

責任投資戦略は経営トップを交えて議論され、複数の専門委員会で意思決定が行われます。責任投資部門を通じて、これらの機関は 相互に連携し、また、議事に関わる全ての事業部門と定期的に情報を交換しています。責任投資の運営に当たっては次の4つの委員会が 設置されています。

### ESG·気候戦略委員会

グループCEOが議長を務めるこの委員会は毎月開催され、ESG インテグレーション、持続可能性、気候問題に関するアムンディ・ グループの戦略的方向性を定め、運用に適用される責任投資と 気候に関する方針を決定・承認します。委員会の目的は次の通り です。

- 気候変動・責任投資に関わる戦略策定、執行状況の監督
- 「グローバル責任投資方針」に定める主要な戦略的方向性の 承認
- 主要な戦略的プロジェクトの監督

### ESGレーティング委員会

チーフ・レスポンシブル・インベストメント・オフィサーが議長を 務め、運用プラットフォーム、リスク、コンプライアンス各部門の シニア・マネジャーで構成されます。次の目的のために月次で

- 発行体に関するすべてのサステナビリティ評価手法の承認
- 除外方針やセクター別方針の点検と適用ルールの承認
- ESGレーティングに関する個別の事案を検討し対応を決定、 必要に応じ、新たなESG課題を提起

### 議決権行使委員会

責任投資を担当する経営委員会メンバーが議長を務めるこの 委員会は月次ないし臨時で開催されます。この委員会で毎年、 議決権行使方針が承認されます。

- 特殊な議案を含む総会での議決権行使判断への助言(各参加 者より専門的知見を踏まえた意見を聴取)
- 議決権行使方針6およびその実施ルールの承認
- 議決権行使に関する定期開示の取りまとめ

#### 青任投資委員会

チーフ・レスポンシブル・インベストメント・オフィサーが議長を 務め、運用プラットフォーム、責任投資、マーケティング、リスク、 監査、コンプライアンス部門のシニア・マネジャーで構成されます。 次の目的のために月次で開催されます。

- ESGメインストリーム化やネットゼロ、インパクト等の社内ポリ シー、ないしは、PAI(サステナビリティに有害な影響を与える 事業) やタクソノミーなど規制対応のためにポートフォリオで 行うESG統合手法の妥当性承認
- サステナブルファイナンス規制上(SFDR、AMF)のプロダクト 分類基準や原則の承認

<sup>6</sup> KBI Global Investors LtdやJV(合弁会社)の議決権行使方針は対象外です。JVについては2ページを参照ください。

## 3.ESGリスクと機会の評価

### 3.1 独自アプローチ

ESG分析とは企業全体を総合的に理解することであり、自分たちが創造する価値を高めるものであるとアムンディは考えています。 このビジョンに基づきESGに関するリスクと機会を評価するアムンディ独自のフレームワークが確立されており、これに加えて、気候 関連の課題やサステナビリティ・リスクに関して社内で多様な手法や指標が活用されています。

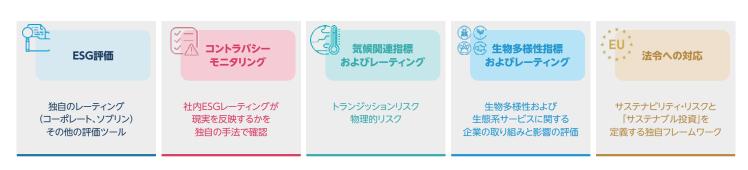
ESGと責任投資においてアムンディは普遍的に高い理想を掲げながらも、現実的な実行可能性を踏まえるアプローチを取っています。

ESG分析・スコアリング手法は、ベスト・イン・クラスの考え方に基づいています。経済全体のためになると私たちが考える優れた取り組みを広めるために、社内外のリサーチを活用し、ESG課題についてセクターごとに発行体の取り組みを比較し、そのなかでベストとワーストを見分けます。ESGスコアを通じて、それぞれのセクターに関連するESG評価基準で企業を選択できるだけでなく、

企業を始めとする発行体とエンゲージメントを実施する際には ESG課題に関する重要な参考情報を得ることができます。

そして、ESGスコアを補完するのが、コントラバシー・リスク判定、 気候変動や生物多様性の指標やレーティング、アムンディが適用 を受ける法令の要請に戻づく数値など様々な項目です。

責任投資部門は、ファンドマネジャーの投資判断のために社内の 多様な手法を通じて次のデータや情報を提供しています。



ESGスコアの算定においてアムンディの評価プロセスでは、外部データ提供機関からのデータに基づく定量的手法とESGアナリストによる詳細な定性分析が組み合わせられています。

以下の主要なデータ・プロバイダーからインプットとして取得するのは、ESG関連のスコアやコントラバシー分析、そのほか関連する 情報です。そして、これらのデータを活用して、独自にESGスコアおよびレーティングを算出し、コントラバシーに伴うリスク評価を実施 するとともに、顧客が指定する投資除外要件への対応を行います。



出所: Amundi 2025年3月現在

このような外部データを活用するメリットには、次の点があります。

- データ提供機関が対象とする範囲は、地域やセクター、アセット クラスで違いがあることから、それぞれ異なる領域を組み合わ せることにより、全体として発行体のカバレッジを拡大できる
- 同じ事項であってもプロバイダーによって取り扱い方が異なる ため、ESGに関連する重要な論点や発行体の取組みについて 総合的な見方ができる
- データ提供機関はそれぞれ異なるスケジュールで評価を更新 することから、より高い頻度で最新の分析を取得できる

### 3.2 ESG評価における基本方針

当社のESG分析・レーティング手法は、ダブル・マテリアリティの 考え方を採用しています。分析では、いかにESG要素が企業価値 に重大な影響を与え得るかだけでなく、経済活動を左右する要因 やわれわれのポートフォリオにまで波及する可能性もある環境や 社会への影響を企業がいかに引き起こすかを評価することを意図 しています。したがって、アムンディでは、従来の財務指標だけで なく、E、S、Gのすべての要素にわたって投資先企業を常にモニ ターし、業績の悪化や顧客の運用成果に影響が及ぶよりも早く 問題点や懸念事項を発見するよう努めています。

自社で開発し一元管理しているESG分析フレームワークとスコア リング手法を用いて、アムンディは、独自の考えに従い定義した 一貫したやり方で組織全体として責任投資に取り組んでいます。 その考え方は、国連グローバル・コンパクト(UNGC)、経済協力 開発機構(OECD)のコーポレート・ガバナンス原則、国際労働 機関(ILO)の勧告など世界共通の規範に基づいています。

アムンディでは、中心となるふたつESGスコアリング手法が構築 されており、それぞれ上場証券の発行体であるコーポレートと ソブリンを対象としています。さらに、これらを補完するものとして、 個別ニーズへの対応のほか、実物資産や資金使途を特定する債券 など個別の資産クラスや金融商品向けにに開発された手法も あります。

ESGレーティングや関連する評価、そのほかサステナビリティに 関わる追加的な指標は、ポートフォリオ管理システムトで全ファンド・ マネジャーに利用可能です。これにより、持続可能性に関する事項 を投資判断に取り入れ、そのために必要な運用制約をポートフォ リオに適用することが可能になっています。

### 3.2.1 ESGレーティング: コーポレート

アムンディの分析フレームワークは、企業の行動を環境、社会、 ガバナンス(ESG)の3つの側面から評価するように設計されてい ます。アムンディは、サステナビリティ・リスクや持続可能性への 影響<sup>7</sup>を含めて、個々の企業がいかなるESGリスクにさらされ、 また、機会を有しているか、また、それぞれのセクターでこれらの 課題にどのように対処しているかを評価しています。

企業のESG分析は「ベスト・イン・クラス」のアプローチに基づいて 行われます。各発行体が属するセクターの平均を基準に定量スコア で評価され、アムンディの考えるベストとワースト・プラクティスに 区別されます。評価は外部から入手した非財務データと発行体の セクターや持続可能性に関連するテーマに関する定性分析の

組み合わせで行われます。定量スコアは、ベスト・プラクティスの AからワーストのGまでの7段階のレーティングに変換されます。 そして、アムンディの方針として、Gレーティングの企業は投資 ユニバースから除外されます®。

アムンディのESG分析フレームワークは38の評価基準で構成 されており、そのうち17項目はセクターを問わず全ての企業に 共通するものであり、21項目はセクターに固有なものです。これら の基準は、持続可能性の課題が発行体にどのような影響を与える 可能性があるか、また、これらの課題に対するマネジメントの質を 評価するために設計されています。そして、持続可能性への影響や その緩和措置の内容も考慮されます。

#### ESG分析フレームワーク

環境		社会		ガバナンス	
GHG排出とエネルギー効率	•	職場の安全衛生管理	•	取締役会の構成	•
グリーンビジネス	•	人的資本管理•勞働慣行		監査と内部統制	•
クリーン・エネルギー	0	労使関係	•	役員報酬	•
グリーン・カー	0	サプライチェーンでの人権・労務管理		株主権の保護	•
グリーン・ケミストリー	0	製品・顧客への責任	•	企業倫理	•
持続可能な建設	0	製品開発過程での生命倫理	0	税務慣行	0
責任ある森林資源管理	0	責任あるマーケティング	0	ESG統合経営	•
紙リサイクル	0	健康志向の製品	0		
グリーン投融資	0	タバコに関連するリスク	0		
グリーン保険	0	車輛の安全性	0		
水資源管理	•	乗客の安全	0		
生物多様性・環境汚染	•	責任あるメディア	0		
包装・エコデザイン	0	データ・セキュリティ、プライバシー	0		
サプライチェーンでの環境配慮	•	地域社会への貢献と人権			
		デジタルデバイド	0		
		医療へのアクセス	0	●:全セクター共通基準 17項目	
		金融サービスへのアクセス	0	○:セクター別基準 21項目	

出典 アムンディ

正しくESG分析を行うには、事業やセクターの活動に従い最も 重要な事項に焦点を絞る必要があります。個々のESG評価基準に 対するウエイト決定とその基礎となるKPIの選択は当社のESG分析 フレームワークの大切な要素です。ESGアナリストはセクター毎に KPIを選択し、最も重要と判断される項目のウエイトを決定します。 ある企業がESG評価の一項目で直面するリスクが高く重要で あると判断した場合、ESGアナリストは、その項目における対象 企業の取り組み方をより厳しく評価します。各セクターにおける E、S、G評価基準のウエイトに関しては37ページを参照ください。

ESGレーティングはアナリストが割り当てたESG評価基準とウェ イトに基づき、外部データ・プロバイダーから入手したデータを 組み合わせて算出されます。計算プロセスの各段階でデータは、 元の尺度に関係なくデータを比較するためにZスコア°に変換

(正規化)されます。最終段階で各企業に対して概ね-3から+3で ESG総合スコア10とAからG(Aがベスト、Gがワースト)の間で レーティングが付与されます。レーティングDは平均スコア(-0.5 ~+0.5)に相当し、それぞれのアルファベットで平均からの乖離 度合いを表現しています。ESGレーティングは「セクター・ニュート ラルーであり、いずれのセクターも特別に有利・不利に評価される ことはありません。

アムンディでは、ひとつの発行体に対してひとつのスコアを割り 当て、資本を構成する全ての証券に適用しています。ESGアナリスト は、事業環境や政策の変化、重要なESGリスクの顕在化、大きな 影響がある事象の発生などに対応するためESG分析やレーティ ング手法を見直しています。

<sup>7</sup> サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンスに関する事象や状態のなかで、それが発生した場合に投資価値に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるものを意味します。持続可能性に 対する影響とは、サステナビリティの諸要因に負の影響を及ぼすような投資判断のインパクトを指します。

<sup>8</sup> 除外方針の適用範囲の詳細については、「9.補足情報」をご参照ください。

<sup>9</sup> ススコアは、正規分布に従う母集団で値を比較するための方法で、セクター平均と発行体の値の差を標準偏差で除した値です。各発行体にはセクターの平均を中心に基準化されたスコアが 付与され、それぞれのセクターで考えられるベストとワースト・プラクティスに分けられます。

<sup>10</sup> ESGスコアは本来定量的なものですが、スコアが発行体のESGへの取組み状況を反映していないと判断される場合、ESGアナリストにはこれをオーバーライドする権限があります。

### 3.2.2 ESGレーティング:ソブリン

アムンディのESGソブリン・スコアリング手法は、ソブリン発行体の ESG課題に対する取り組みを評価することを目的としています。 E、S、Gそれぞれの要素は、発行体の中長期的な債務返済能力に 影響を与える可能性があります。また、これらは世界全体の安定に 影響を与えるサステナビリティの主要な課題に各国がどのように 対処しているかを反映するものでもあります。

アムンディの手法では、ESGリサーチがサステナビリティ・リスク とその要因に関連性があると判断した約50のESG指標11が考慮 されています。各指標は世界銀行グループや国連などが公開する

国際的なデータベースや独自に集計したデータなど様々な情報源 から入手した複数で構成されています。最終的なソブリンESG総合 スコアとE、S、G個別評価を構成するそれぞれの指標にウエイトが 設定されています。

すべての指標は、独立したひとつのデータ・プロバイダーから 取得されています。いずれの指標も次の8つのカテゴリーに整理 分類され、各カテゴリーはE、S、Gのいずれかに当てはめられて います。企業の場合と同様に、発行体のESGスコアはAからGまで のレーティングに変換されます。

環境	気候変動への対応、自然資本の保全
社会	人権、格差是正、人的資本、政治的・経済的自由
ガバナンス	政府の実効性、法・経済制度

### 3.2.3 その他の証券・発行体

実物資産、米国地方債、証券化商品などのように商品特性で あったり、既存のデータ・プロバイダーが対応していないことに より、アムンディの投資ユニバースにおける全種類の証券や発行 体は、メインのESGレーティング手法で網羅されているわけでは ありません。そこでアムンディは、カバレッジを拡大するために、 実物資産(プライベート・エクイティ、プライベート・デット発行体、

インパクト投資、不動産12、インフラ、ファンド・オブ・ファンズ)、 政府機関、地方自治体向けに加えて、グリーンボンドやソーシャル ボンドなど特定の証券を対象に適用する手法を開発しています。 それぞれの方法論の対象は限定されていますが、サステナビリ ティ・リスクと機会を予測し管理する能力とともに持続可能性への 潜在的な影響に対処する能力を評価する点では共通しています。

### 3.3 ESGコントラバシーのモニタリング

アムンディのコントラシー・モニタリング・プロセスの目的は、 環境や社会、倫理的な問題がもたらすリスクと負の影響を追跡し、 自社のESGレーティングが現実を反映していることを確認する ことにあります。このプロセスでは、3つのプロバイダー(MSCI、 Sustainalytics、RepRisk) からコントラバシー・データセットを 取得し、これらから投資ユニバース全体を対象に問題企業のシグ ナルを年3回13抽出します。スクリーニングの対象は次の通りです。

- MSCIによる分類:
  - "Very Severe"、および"Severe"
- Sustainalyticsによる分類:
  - "Severe"、"High"、および"Significant"
- RepRiskによる分類:
  - UNGC"Violator"および"Potential Violator"

この最初のステップで、重大または深刻なコントラバシーを呈する 発行体のリストが作成されます。これにESGアナリストによる詳細 な定性的評価を加え、フラグが立てられた各発行体について、 次の6項目で5段階の評定が行われます。

<sup>11</sup> サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンスに関する事象や状態のなかで、それが発生した場合に投資価値に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるものを意味します。持続可能性に 対する影響とは、サステナビリティの諸要因に負の影響を及ぼすような投資判断のインパクトを指します。

<sup>12</sup> 詳細: https://www.amundi.com/institutional/real-estate, https://amundi.oneheart.fr

<sup>13</sup> 月次で最新情報と具体的な変化をモニタリング

6 その問題は、社会全体 その問題が映すのは どの程度深刻か。 その問題は、 その発行体にとって、 是正措置は =ステークホルダーに その問題に関する 個別の事情か、 どのくらい前から 重大で継続する 講じられているか。 どの程度影響を 続いているか。 事実はどこまで あるいは、社会全体に リスクがあるか。 関わる課題か。 与えているか。 判明しているか。

このプロセスにより、1~5(5が最悪)の最終スコアが決定され ます。スコアが4を超える場合、「著しく重要な」コントラバシーと みなされます。

ESGレーティングが、まだコントラバシーの重要性を反映してい ない場合、その企業のESGレーティングがオーバーライドされる 可能性があります。上書きの結果が投資除外につながる場合には、 ESGレーティング委員会が最終的な判断を行います。コントラバ シーの定性的評価は専用のデータベースにまとめられており、 ポートフォリオ・マネジャーと財務アナリストの全員がアクセス することが可能です。コントラバシー・リストは年3回全面的に 見直されます。また、毎月のプロセスでは、直近1ヶ月間に起こった 最も顕著な変化がリストに反映されます。

### 気候関連指標とレーティング

気候関連リスクとして、アムンディでは「物理的リスク」と「トラン ジッション・リスク」の両方を考慮しています。物理的リスクは予想 される異常気象による災害の増加とこれが企業の資産に及ぼす 潜在的な影響から生じます。トランジッション・リスクは、低炭素 経済への移行、パリ協定14で掲げられた産業革命前と水準から 地球の平均気温上昇を2℃未満、さらには1.5℃に抑えるように 努めるという目標に伴い生じるリスクを指します。トランジッション・ リスクと物理的リスクについて、取るべき行動の目標とアムンディ が特定した評価指標を下表にまとめました。

	トランジショ	ョン・リスク	物理的リスク					
	1.緩和	2.移行への貢献	3.適応					
目標	地球温暖化抑制に向けた取り組みの 継続	GHG低排出経路と気候変動に耐性を 具える成長に整合する資金フローの 実現	気候変動に伴うマイナスの影響への 適応能力、耐性向上					
評価方法	投資やポートフォリオが低炭素経済へのト	 	物理的気候リスクは、気候変動によって引き起こされる物理的な被害に関連。 アムンディでは、Trucostが開発したデータと手法に基づき物理的リスクを評価。これらの指標を通じ、様々な自然 災害に対する発行体の脆弱性を測定					
BB/루사사표	炭素排出量 炭素削減目標 炭素負荷が高い経済活動へのエクス ポージャー	物理的リスク・エクスポージャー・スコア						
関連指標	1.5℃目標等との整合性度合 独自に算定するトランジション・スコア							
	公正な移行に関わる評価基準							

アムンディは、幅広いデータ・プロバイダーを活用し、測定と評価が可能な限り正確なものとなることを期しています。

<sup>14</sup> https://www.un.org/en/climatechange/paris-agreement

### 3.5 生物多様性の指標とレーティング

アムンディは、以下のように幅広いデータに基づいて、企業の生物多様性に関わる取り組みを分析しています。

データ	アプローチ
ESGレーティング	発行体のESGレーティング決定プロセスにおいて、生物多様性は、サステナビリティ・リスクおよびサステナビリティ 評価要素を構成。「生物多様性および環境汚染」、「水資源」、「サプライチェーンでの環境配慮」として評価体系に反映
コントラバシー	生物多様性に関連するコントラバシーは、3.3節のプロセスに従って評価
マテリアリティ	経済活動が生物多様性に及ぼす負荷についてENCOREを用いて分析、生物多様性に関連するマテリアリティを評価
事業慣行	水使用量または活動量当たりの汚染物質に関する生データを使用して、企業の実態を評価
運営方針	複数のプロバイダーからの情報を用いて、企業の生物多様性に関する方針を評価
生物多様性への負荷	もっぱらモデル化されたデータに基づく。生物多様性フットプリント指標は企業が生物多様性に与える全体的な影響を 理解するうえで有用。

これらのデータを用いることで、企業が生物多様性にあたえる影響とこの課題にいかに取り組んでいるかの全体像が把握できると 考えています。規制が段階的に整備され、評価の方法論が体系化されるなかで、このリストも絶えず進化し続けると認識しており、 今後も、さらに多くのデータを取り入れることを目指しています。

### 3.6 サステナビリティ・リスクおよび サステナブル・インベストメントフレームワーク

アムンディは、独自の基準と指標で構成される[サステナビリティ・ リスク」と「サステナブル・インベストメント」に関するフレームワーク を定義しています。

サステナビリティ・リスク・フレームワークは、サステナビリティ・ リスク15へのエクスポージャーをSFDRおよびLEC2916の要件に 従い、(i)トランジッション・リスク、(ii)物理的リスク、(iii)レピュテー ション・リスクについて評価します。

また、サステナブル・インベストメント17フレームワークは、つぎの 要件とこれを評価する指標で構成されています。

- 経済活動が特定の環境または社会的目標に寄与するものか

- その活動がほかの環境・社会的課題のいずれかに著しい損害 を与えないという要件18を遵守しているか。
- 投資先企業が優れたガバナンス慣行に従っているかどうか。

アムンディはSFDR年次報告書19を発行し、サステナブルファイ ナンス開示規則(EU)2019/2088(「SFDR または「開示規則」)、 および持続可能な投資を促進するための枠組み構築に関する規則 (EU) 2020/852 (「タクソノミー規則」) に従っています。

<sup>15</sup> サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンスに関する事象や状態のなかで、それが発生した場合に投資価値に重大な悪影響を及ぼすあるいはその可能性のあるものを意味します。 出典:サステナブル・ファイナンス開示規則。

<sup>16</sup> LEC29とはLoi Energie-Climatと呼ばれる2019年11月8日付のフランス法第29条を指します。

<sup>17</sup> SFDRによると、サステナブル・インベストメントとは、環境または社会的目的に貢献する経済活動への投資を意味し、そのような投資は、これらの目的のいずれかを著しく害するものではなく、 投資先企業は、特に健全な経営体制、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスに関して、良好なガバナンス慣行に従うことが条件とされています。

<sup>18</sup> Do No Significant Harm要件、持続可能な投資目的を持つ金融商品においては、持続可能な目的を「著しく損なわない」ことを示すために、負の影響を示す指標をも考慮しなければ ならないことを意味します。

<sup>19</sup> https://about.amundi.com/esg-documentationを参照ください。

### ESG原データ、外部ESGスコア、および ESGデータ・プロダクト利用に関する開示

アムンディではグループが運用する多くのポートフォリオで、サス テナビリティに関連する特性や目標を設定するために、外部の データベンダーからのインプットを用いるESGスコアをはじめと するESG指標を使用しています。具体的なスコアやデータ・プロ ダクトとこれを提供するESGデータ/サービスプロバイダーの評価・ 選定をアムンディは相当の注意を以って行っています。しかし、使用 するESGスコアや指標には、次に述べる限界からポートフォリオで 定めるサステナビリティ特性や目的の実現が損なわれる恐れが あります。

- 独立した検証も監査もなく、多様な基準で報告される「原 データ |: 企業やその他の経済主体が報告する原データ(データ ベンダーが収集するデータも同様)は総じて管理や規制の対象 となっておらず、第三者による検証も行われていません。その ため、原データの中身は、報告主体のサステナビリティ情報開示 フレームワークのクオリティによって異なる可能性があります。 アムンディは、報告企業に対して、サステナビリティ情報開示を 強化しもっとも優れた基準を満たすようエンゲージメントを行う とともに、公的機関に対してはより高い開示フレームワーク 構築を働きかけています。
- ESGスコアやデータ・プロダクトの信頼性: ESGスコアや指標 には、品質が不十分なデータが公表されたり、品質管理では 把握できないデータ収集や配信時の問題のほか、推定モデルの 計算過程の問題を伴う恐れがあります。ESGメソッド・ソリュー ションとグローバル・データ・マネジメントのふたつのチームは、 アムンディにおけるESGデータベンダーの監督とエンゲージ メントに責任を持ち、データの品質に問題が確認された場合 には、適切に改善することを求めます。
- データの入手可能性とカバレッジの欠如:原データの入手が 不可能な場合、外部データベンダーが推計したデータで代替 されるケースがあります。さらに、サステナビリティの特性を 持つポートフォリオの中には、ESGデータのカバレッジが不完全 な資産に投資する場合があります。このため、アムンディでは、 通常、持続可能性を標榜するための最低要件としてカバレッジ 率の下限を設定しています(ESGインテグレーションに関する 全情報は、運用されるポートフォリオの募集書面や定期報告書を ご参照ください)。



## 4.除外方針と 実施最低基準

受託者責任の一環として、アムンディはサステナビリティに関する重要な事項について除外方針と実施最低基準を定め、 モニタリングを行っています。また、エスカレーション手続きも定めており、条件に該当することが確認された場合には、 エンゲージメントの実施や必要に応じて議決権による会社提案への反対、さらには投資除外へとつながる可能性があり ます。

アムンディの除外方針と実施最低基準は、顧客からの別段の要請がなく、適用法令や規則で禁止されることがない限り、アクティブ 運用ポートフォリオとESGパッシブプロダクトに適用されます。ESG・気候戦略委員会が除外方針と実施最低基準のガイドラインを定め、 ESGレーティング委員会が実施ルールを検証します。除外される発行体20にはファンドマネジャーが利用するポートフォリオ管理システム上 でフラグが立てられており、特に了承されている場合を除き、一切購入を防止するためにコンプライアンス・ツールで取引前にブロック されています。第二段階の管理はリスク・チームが行います。

新規のマンデートまたは専用ファンドの場合、アムンディの除外方針および実施最低基準は、顧客から別段の要請がない限り、契約前 書面に従い適用・実行されます。

パッシブ・ポートフォリオの場合、除外方針と実施最低基準の適用 はESGプロダクトであるか否かで異なります。

- ESGパッシブファンド<sup>21</sup>:すべてのESG ETF及びインデックス・ ファンドで除外方針と実施最低基準が適用されます。
- 非ESGパッシブファンド: パッシブ運用における受託者責任 および法令上の義務は可能な限りインデックスを複製すること です。ポートフォリオ・マネジャーはパッシブ運用のエクスポー ジャーを指定されたインデックスに一致させるという契約上の 目標を満たさなければなりません。したがって、標準的な(非ESG) ベンチマークを複製するアムンディのインデックス・ファンド およびETFには規制によるものを除き、システマティックな投資 除外は適用されません。ただし、アクティブ投資ユニバースに 適用される除外方針と実施最低基準に従い除外される発行体 が、非ESGパッシブファンドで保有される可能性がある場合 には、エンゲージメントを強化するほか、議決権行使を通じて、 取締役会や経営陣のパフォーマンスに不服を表明する、あるい は、会長や一部の取締役の再選に反対するなどの対応を取り ます。

フォーミュラ・ポートフォリオ22においても除外方針と実施最低 基準の適用がESGプロダクトであるか否かで異なります。

- ESGフォーミュラ・ファンドでは、除外方針と実施最低基準が 適用されます。
- 非ESGフォーミュラ・ファンドには、規制上の投資除外を超えて、 システマティックな投資除外は適用されません23。

アムンディの除外方針と実施最低基準はコーポレートとソブリンを 区分しています。企業の活動や慣行を対象とするコーポレート基準 に抵触する企業の証券が、また、ソブリン基準によってソブリン 債券が除外される場合があります。

<sup>20</sup> 除外方針の適用範囲の詳細については、「9.補足情報」をご参照ください。

<sup>21</sup> 専用ポートフォリオの場合は、顧客から別段の要請がない限り

<sup>22</sup> 投資家のリスク許容度や投資目的に応じて資産配分比率がモデル化(=フォーミュラ)された運用

<sup>23</sup> 除外方針の適用範囲の詳細については、「9.補足情報」をご参照ください。

### 4.1 国際条約に関連する規範的除外

アムンディは、問題が指摘される兵器への関与を禁ずる国際的な 取り決めを遵守しており、次の発行体を除外しています。

- オタワ条約およびオスロ条約で禁止されている対人地雷および クラスター爆弾の製造、販売、保管、サービスに関与する発行体24
- 化学兵器25および生物兵器26の製造、販売、保管に関与する 発行体

ここで述べた兵器への企業の関与を特定するために信頼できる 第三者機関の分析を活用しています。この除外方針は、アムンディ が完全な運用裁量を有するアクティブ・パッシブすべての戦略に 適用されています。

また、どこで事業を行うかによらず、企業は、国連グローバル・コン パクト原則に則り、人権、労働者の権利、環境を保護するとともに、 腐敗を防ぐうえで基本的な義務を果たすべきであるとアムンディ は考えおり、義務を果たしていない企業にエンゲージメントを実施 するとともに、つぎに述べるような悪質な違反企業を除外します。

- 国連グローバル・コンパクト27の10原則のうち、いずれかの項目 で重大な違反を繰り返し、信頼するに足る是正措置が取られて いない発行体

エンゲージメントの実施および除外対象企業を判断するうえで アムンディは外部プロバイダー3社を活用しています。外部情報に よりリスクが懸念される企業を浮き彫りにしたうえで、独自の調査 と評価を実施します。この除外方針は、アムンディが完全な運用 裁量を有する全てのアクティブ戦略とパッシブESG戦略に適用 されています。

### 4.2 セクター別方針

### 4.2.1 化石燃料

### A - 一般炭

#### 目的と範囲

石炭の燃焼は、気候変動を引き起こした人間の活動のなかで最大 の要因です28。2016年、アムンディは一般炭に関するセクター別 ポリシーを定め、特定企業や発行体の除外を実行しました。それ 以来、アムンディは一般炭に関わるわるセクター・ポリシーのルール と閾値を段階的に強化してきました。

経済の脱炭素化を達成するために最も重要なのは、石炭を段階的 に廃止することです。アムンディが、OECD加盟国ないしEU加盟国 においては2030年、OECD非加盟国においては2040年を期限 として、投資対象から一般炭を全廃することを表明しているのは そのためです。この方針は、国際エネルギー機関(IEA)の「持続 可能な成長シナリオ」のほか、クライメート・アナリティックスや SBTi(科学に基づく目標設定イニシアディブ)で設定されたシナ リオに基づき、国連の持続可能な開発目標(SDGs)と2015年の パリ協定にも合致しています。

「地球レベルで排出量ネット・ゼロの状態を達成する ために必要なのは、現実の世界でそれぞれの企業が バリューチェーンにおける温室効果ガス(GHG) 排出を削減することであり、単にポートフォリオの なかで排出量エクスポージャーを減らすことだけ ではない29。|

科学に基づく目標設定イニシアティブ(SBTi)

<sup>24</sup> オタワ条約 1997年12月3日およびオスロ条約 2008年12月3日、2018年7月現在それぞれ164カ国および103カ国が批准(欧州連合加盟国を含む、米国を除く)。

<sup>25</sup> 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 1993年1月13日

<sup>26</sup> 細菌(生物)兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びにその廃棄に関する条約 1972年3月26日

<sup>27</sup> 国連グローバル・コンパクト(UN Global Compact)とは、人権、労働、環境、腐敗防止に関する普遍的原則に沿った戦略や事業を行い、社会的目標を達成するための行動をとるよう企業に

<sup>28</sup> IPCC(2022): Summary for Policymakers: In: Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change. Contribution of Working Group III to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change [P.R. Shukla, J. Skea, R. Slade, A. Al Khourdajie, R. van Diemen, D. McCollum, M. Pathak, S. Some, P. Vyas, R. Fradera, M. Belkacemi, A. Hasija, G. Lisboa, S. Luz, J. Malley, (eds.)].Doi: 10.1017/9781009157926.001.

<sup>29</sup> SBTi-Finance-Net-Zero-Foundations-paper.pdf

ここに述べるルールと閾値は、2030年ないし2040年までという タイムラインに沿う適切なペースで一般炭から段階的に撤退する には抱えるリスクが過大と判断される企業の基準を示すものです。

次の方針はすべての投資先企業に適用され、特に鉱業、公益事業、 輸送インフラ企業に影響があります。対象となるのは、アムンディが 完全な運用裁量を有するすべてのアクティブ運用戦略および パッシブESG運用戦略です。

### 一般炭の段階的廃止に向けた発行体への 影響力行使

ポートフォリオの投資対象のなかで、売上ベースで一般炭にエクス ポージャーを持ち、2030/2040年までの段階的廃止スケジュール と整合的な撤退方針をまだ公表していない企業に対して、アムン ディは取るべき行動を対話を通じて伝えています。

さらに、以下の方針に従い、アクティブ運用の投資対象から除外 される企業、または、一般炭に関する計画が不十分と判断される 企業に対して、エスカレーション措置として、議決権行使において、 取締役会や経営陣による監督・執行に対して、あるいは、会長 ないし一部取締役の再任に反対します。

### 持続不可能なエクスポージャーに 対処するための投資除外

アムンディは次の場合に除外を行います。

開発計画に関わる場合:

- 認可済みの一般炭開発プロジェクトを推進中、ないしは、建設中 である鉱業、公益事業、輸送インフラ企業(発表済み、提案済み、 事前許可など、開発の初期段階にある企業を年次でモニタ リング)

#### 鉱山採掘事業に関わる場合:

- 売上高の20%以上を一般炭の採掘から得ている企業
- 年間70メガトン以上の一般炭の採掘を行う企業

適切なペースで一般炭からの段階的撤退が難しいと判断される 場合:

- 総収入の50%以上を一般炭採掘と石炭火力発電から得ている すべての企業
- 総収入の20%から50%を一般炭採掘と石炭火力発電から得て おり、かつ、移行計画が不十分なすべての企業30

### 実施方法

アムンディは個々の企業が抱える一般炭関連のリスクを評価する ために、データ・プロバイダー2社(TrucostとMSCI)の化石燃料 エクスポージャーの指標を利用しています。これにより複数の 情報源から幅広いデータを統合し、当社のESG分析とレーティング 手法に反映させています。また、一般炭への企業のエクスポー ジャーをより包括的に理解することで、運用チームにこのテーマに 関するより深い洞察が与えられています。同じ発行体の一般炭 関連データが両プロバイダーから提供されている場合は、保守的 により高いエクスポージャーの値を採用しています。またプロバイ ダーのデュー・デリジェンスは、取得する情報を充実させ、あるいは、 内容を見直すためのひとつの手段となっています。

年次で実施するデュー・デリジェンスを通じて、データ・プロバ イダーやそのほかのソースから得た情報の補完と検証を行い、 一般炭関連施設の開発状況を評価しています。

### B-非在来型化石燃料

#### 目的と範囲

化石燃料に依存し続ける企業に投資することは、環境や社会、 そして経済的にもますます大きなリスクを伴います。IEAによる 「持続可能な開発シナリオ」と「NZE2050シナリオ」のいずれに おいても、天然ガスと石油は今後数年間において世界のエネル ギーミックスに寄与し続けるものとされていますが、シェールオイル、 シェールガス、オイルサンドも一旦生産されれば、これらと違いは ありません。しかし、非在来型の石油・ガス探査および生産は深刻

なリスクにさらされています。シェールオイルやシェールガスには 適切な管理を欠くとメタン排出量を増加させる恐れがあるほか、 オイルサンドは炭素強度が高く気候変動への影響が懸念されます。 さらには、水の使用や汚染、採掘による誘発地震、大気汚染などの 環境面、また、公衆衛生31に関わる潜在的な社会面でのリスクが 存在します。

<sup>30</sup> アムンディは段階的廃止計画の内容を評価するための分析を行っています。

<sup>31</sup> https://e360.yale.edu/features/fracking-gas-chemicals-health-pennsylvania

次の述べる方針は、アムンディが完全な運用裁量を有する全ての アクティブ運用戦略とパッシブESG運用戦略に適用されます。

### 持続不可能なエクスポージャーに 対処するための投資除外

アムンディでは、非在来型石油・ガス(シェールオイル、シェール ガス、オイルサンドを含む)の探査・生産が売上高の30%以上を 占める企業を除外します。

### 実施方法

アムンディは個々の企業が抱える非在来型化石燃料関連の リスクを評価するために、データ・プロバイダー2社(MSCIと Sustainalytics)の化石燃料エクスポージャーの指標を利用して います。これにより複数の情報源から幅広いデータを統合し、 当社のESG分析とレーティング手法に反映させています。また、 一般炭への企業のエクスポージャーをより包括的に理解したうえ で、このテーマに関して、運用チームにより深い洞察を与えてい ます。

またプロバイダーのデュー・デリジェンスは、取得する情報を充実 させ、あるいは、内容を見直すためのひとつの手段となっています。

### 4.2.2 タバコ

### 目的と範囲

タバコは公衆衛生に悪影響を及ぼすだけでなく、そのバリュー チェーンは人権侵害や労働者の健康上の問題を抱え、環境にも 重大な影響を及ぼしており、世界保健機関WHOの推計32によれ ば、世界全体で年間1兆米ドル以上ともいわれる多大な経済的 負担が牛じています。

アムンディは2020年5月にTabacco-Free Finance Pledgeに 署名しました。

アムンディはサプライヤー、製造業者、小売業者を含めたタバコの バリューチェーンに関わる発行体のESGレーティングに上限を設定 するとともに、タバコを製造する企業の除外方針を定めています。

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を有する全てのアク ティブ運用戦略とパッシブESG運用戦略に適用されます。

### タバコ関連企業のESGレーティング

タバコ関連企業のESGレーティングは、AからGまである段階の なかでEを上限とします。対象はタバコの生産、供給、小売に携わる 企業(適用基準:売上高の10%以上)です。

### 持続不可能なエクスポージャーに 対処するための投資除外

タバコの製造過程における児童労働の可能性を排除できないこと から、アムンディは紙巻タバコメーカーを含む最終製品としての タバコを製造する企業(適用基準:売上高の5%以上)を除外します。

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を持つすべてのアク ティブ運用戦略およびパッシブESG運用戦略に適用されます。

### 投資家としての発行体への影響力行使

上述の除外方針に該当する企業に対して引き続き保有するエク スポージャーについては、議決権行使方針として、取締役会や 経営陣による監督・執行に対して、あるいは、会長ないし一部 取締役の再仟に反対します。

### 実施方法

個々の企業を評価するうえで、アムンディはMSCIをデータ・プロ バイダーとして利用しています。

<sup>32</sup> https://www.hrw.org/report/2014/05/14/tobaccos-hidden-children/hazardous-child-labor-united-states-tobacco-farming

### 4.2.3 兵器

セクション4.1で述べた規範に基づく場合に加えて、アムンディでは次に述べる兵器にに関わる投資対象を除外しています。

### A - 劣化ウラン弾

#### 目的と範囲

国際条約による禁止や制限の対象ではないものの、劣化ウラン 弾、放射性物質や有害な化学物質を抄出し、人体とともに環境に 対して長期にわたるリスクを引き起こす兵器と考えられます。アム ンディでは、劣化ウラン弾の製造ないし販売が総収入の5%以上を 構成する発行体が除外されます。

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を有するすべてのアク ティブ運用戦略およびパッシブESG運用戦略に適用されます。

### 実施方法

個々の企業のエクスポージャーを評価するために、アムンディは ISS ESGをデータプロバイダーとして利用しています。また、ESG アナリストが補完的な分析を行います。除外リストへの追加対象 は、ESGレーティング委員会に提出され、承認を受けます。

#### B - 核兵器

### 目的と範囲

核兵器不拡散条約 (NPT) にあるように、「核兵器の拡散は核戦争 の危険性を著しく増大させる」ものであり、こうした戦争は「全人類 に及ぶ壊滅的な被害」をもたらす可能性があります。従って、「その ような戦争の危険を回避し、人々の安全を守るためにあらゆる 努力を払う必要」があります。核兵器の基本的な目的は、抑止に あることは明確で、慎重に取り扱う必要があります。

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を有するすべてのアク ティブ運用戦略およびパッシブESG運用戦略に適用されます。

### 持続不可能なエクスポージャーに 対処するための除外

アムンディは、核兵器の中核部品や専用部品の製造に携わる核 兵器関連企業への投資を制限しています。発行体が以下の3つの 基準のうち少なくとも1つに該当する場合に除外対象となります。

- 核兵器不拡散条約非加盟国、ないしは、核兵器不拡散条約 加盟国であってNATO非加盟国において核兵器の製造、販売、 保管に関与している
- 核弾頭や核ミサイル全体の製造、核兵器用に開発ないし大幅に 改変を行った部品の製造に関与している
- 資本関係に伴う収入や民生軍事双方に利用が可能な部品、 運搬手段提供による収入を除き、核兵器の製造または販売が 総収入の5%以上を占める

### 実施方法

個々の企業のエクスポージャーを評価するために、アムンディは MSCIとISS ESGをデータプロバイダーとして利用しています。 また、ESGアナリストが補完的な分析を行います。除外リストへの 追加対象は、ESGレーティング委員会に提出され、承認を受け ます。

### 4.3 ソブリン債

コーポレートで行われる除外に加え、アムンディは特定国が発行 するソブリン債を除外しています。これらの国を特定するために 独自のフレームワークを用いています。

まず、欧州連合(EU)の制裁リストで資産凍結されている国を特定 します。次に、ESGデータプロバイダーであるVerisk Maplecroft が提供する「貿易制裁指数(Trade Sanction Index)」スコアを 活用します。この指数は、米国とEUの双方、または、いずれかが、 国または政府機関に対して課す制裁を(i)金融取引の制限および 資産凍結、(ii)貿易およびサービスの制限、(iii)兵器の制限、(iv)渡航 制限および入国禁止措置の各分野で評価したものです。スコアが 低い国(すなわち制裁のレベルが高い国)は除外対象として特定 されます。最終的に正式なレビューを行ったのち、除外対象国は ESGレーティング委員会によって承認されます。

### 4.4 人権に関する方針

人権を保護することは、社会的不平等に対処し、健全で安定した 社会を支えることにつながります。企業や地域によって、人権をビジ ネスに取り入れることに対する成熟度が異なるものの、最低限、 国連グローバル・コンパクトに沿って、国際権利章典(International Bill of Rights)33、国際労働機関の「労働における基本的原則及び 権利に関する宣言(Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work)」が定める人権原則を尊重する必要が あることをアムンディは認めています。そして、責任ある資産運用 会社として、投資先がどのように人権に配慮し、事業における 人権侵害に対処しているかを評価しています。

#### 目的と範囲

アムンディは、あらゆるセクターの企業が直接・間接を問わず、 その事業活動において人権原則が確実に遵守されるように戦略を 策定することが必要であると考えています。

本方針では、直接的な事業活動やバリューチェーン全体における 人権の保護と尊重を促すための企業との対話に重点が置かれて います。企業がグローバルな事業活動において顕著な人権リスク を特定し、権利侵害を未然に防止し、問題が特定された場合の 効果的な改善策が取られるように必要な措置を講じていることを 確認します。特に、プロセスや情報開示が不十分と判断され潜在的 なリスクにさらされている企業や人権関連で問題視されている 企業にはモニタリングを実施します。この重点リストに含まれる すべての企業との間でエンゲージメントを実施し改善のきっかけを

作ります。エンゲージメントに失敗した場合には、エスカレーションを 通じて適切に改善することを促すこともあります。発行体が適切な 是正措置を講じることなく深刻な違反を繰り返した場合、エスカ レーションとして、国連グローバル・コンパクト抵触を理由とする 投資除外につながる可能性もあります。

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を有する全てのアク ティブ運用戦略とパッシブESG運用戦略に適用されます。エン ゲージメントと議決権行使は全ての戦略に適用されます。

### 人権リスクを抱える企業のESGレーティング

人権に関する発行体の動向を評価・モニターするために社内の リサーチ・ツールを活用しています。社内ESGレーティングでは、 データ・プロバイダーから入手可能な人権関連データを用いて 発行体の評価を行っています。また、ESGアナリストは企業の人権 侵害を特定するためにさまざまな情報源を用いて不祥事や問題を モニタリングしています。そして、問題を抱えているにもかかわらず 改善計画が不十分であったり、エンゲージメントを実施しても実を 結んでいない発行体に対して、その問題が該当するESG基準の 評価をオーバーライドするほか、国連グローバル・コンパクトに 違反していると判断される発行体に対しては、エスカレーションと して議決権を用いるほか、投資除外に至る可能性もあります。

<sup>33</sup> 国際人権規約(International Bill of Human Rights)は、すべての人々の基本的自由を提唱し、基本的人権を保護する国連による5つの中核的人権条約で構成されています。

### 投資家としての発行体への影響力行使

人権への取り組みにはふたつのアプローチがあります。第一に、 企業に主体的に関わり人権リスクの特定とマネジメントについて エンゲージメントを行うこと、そして、第二に、実際に人権侵害が 発生した、あるいは、その疑いが出た場合の対応として実施する エンゲージメントもあります。アムンディは企業がこうしたリスク の存在を認識し、問題を防ぎ、万一発生した場合に対応するため 具体的な方策を取るように促しています。企業とのエンゲージ メントでは、人権に関する方針やプロセス強化を求めます。そこで 目指すのは、人権に関する企業の取り組みが、報告や法令順守を 超えて、より前向きで目に見えるインパクトをもたらすようにする ことです。そして、この活動を通じて、市場がベストプラクティスを 見出し、それが取り入れられるように後押しすることを目指して います。

人権侵害が発生した場合、あるいは、その申し立てに信憑性が ある場合、影響を受けた人々に対して効果的な是正措置を実施し、 再発防止のためのプロセスを強化することを企業に求めます。 投資家としてアムンディはエンゲージメントを企業が確実に学び、 改善するための特別な機会と捉えています。エンゲージメントに 進捗がない場合、適切なエスカレーションの方法を選択します。

### 実施方法

投資先が人権にどのように配慮し、事業活動における人権侵害に どのように対処しているかを評価するために、従前からのデータ・ プロバイダーを含めてさまざまな情報源を活用しています。ESG スコアへの統合、エンゲージメント、そして、エスカレーション手段と しての議決権行使、国連グローバル・コンパクト違反を理由とする 投資除外については、これまで記したプロセスに従います。

### 4.5 生物多様性と生態系サービスに関する方針

生物多様性と生態系サービスは、私たちの社会と世界経済の基盤 を形成しています。この生物多様性が危機に瀕していることは 科学的に明らかであり、その損失を食い止め、回復させるために 早急に行動を取ることが求められています。生物多様性を保全 することは、気候変動をはじめとするそのほかの環境問題や社会的 課題に取り組むことにもつながります。人々の暮らしや収入、社会 とのつながり、健康34は自然の恵みに依存しており、生物多様性の 損失はこれらに大きな影響を与える可能性があります。より広く とらえると、牛物多様性と牛熊系サービスは、持続可能な開発目標 の達成に不可欠な役割を果たすと言えます。

責任ある資産運用会社としてアムンディは、生物多様性の重要性 とその保全と回復が投資価値に与える影響を認め、2021年に 「生物多様性のための金融(Finance for Biodiversity Pledge)」 に署名しました。

#### 目的と範囲

本方針は、生物多様性に関わる種々のテーマでこれまで取り組ん で来たことを集約し、ひとつの考えのもとにまとめることを目的と しており、生物多様性喪失の4つの主な要因である、陸地および 海洋利用の変化、気候変動、汚染、天然資源の利用と搾取35に 焦点を当てています。

特に生物多様性を毀損する活動でリスクを抱え、十分なプロセス や情報開示が行われていない企業にこの方針は焦点を当ててい ます。水資源利用、森林伐採や深海採掘など陸地・海洋の利用 形態の変化、使い捨てプラスチックや農薬その他有害化学物質に よる汚染などを通じて、生物多様性に重大な影響を与える可能性 がある事業活動を行う発行体に適用されます。問題の改善に 向けたきっかけとなるべく、特定されたすべての企業にエンゲージ メントを行います。

以下に述べるESGレーティングの上限設定は、すべてのアクティブ 運用戦略に適用されます。また、アムンディが完全な運用裁量を 有するアクティブ運用戦略とパッシブESG運用戦略では投資除外 が行われる場合があります。全ての戦略でエンゲージメントと 議決権行使が行われます。

### 生物多様性リスクにさらされる 企業のESGレーティング

生物多様性に関する発行体の行動を評価しモニタリングする ためにアムンディは社内のリサーチ・ツールを活用しています。 社内ESGレーティングは、データ・プロバイダーから入手可能な 環境に関わる情報を用いて発行体を評価します。また、ESGアナリ ストは、生物多様性に悪影響を及ぼす深刻な環境破壊を特定する ため、様々な情報源を用いて問題視される活動をモニターして います。

<sup>34</sup> Environmental Health Perspectives (2022)では、花粉媒介者の減少により毎年推定42万7,000人の命が失われていると報告されています。

<sup>35</sup> 気候変動については、一般炭と非在来型化石燃料に対するそれぞれの方針で対応しています。なお、生物多様性と生態系サービスのための政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)により、 生物多様性損失の5番目の主要因とみなされている外来種は、適切な利用可能なデータが不足しているため、方針ではまだ明確に取り上げられていません。

企業には、その活動そのものの性質、あるいは事業が行われる 場所によって生物多様性に対して異なる影響を及ぼす可能性が あります。コモディティなどに代表される森林伐採や生態系を 変容させるリスクを抱える活動は、前者の例であり、生態系への 影響が懸念される場所で操業する場合やサプライチェーンがある 場合が後者に該当します。

アムンディは、生物多様性への影響が大きく、リスク管理が不十分 な発行体について、ESGレーティングにおいて関連する基準の 評価の上限をEまたはFに設定します。また、適切なプロセスが 無いこと、あるいは情報開示がなされていないことも、生物多様性 関連の評価基準において上限が設定される理由となります。

### 投資家としての発行体への影響力行使

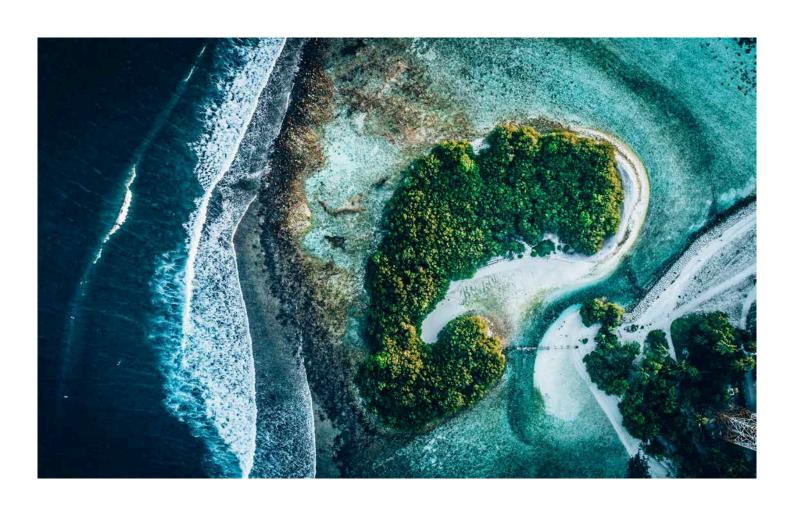
アムンディは先述の観点で作成される「フォーカス・リスト」にある 企業や生物多様性に関わりがあるとみなされる発行体との間で エンゲージメントを行い、直接の事業やバリューチェーン全体を 通じて、生物多様性と生態系サービスを経営戦略のなかに組み 込むように働きかけています。エンゲージメントにはふたつのアプ ローチがあります。ひとつは、生物多様性と生態系リスクの特定と リスク・マネジメントについて当方が率先して行うエンゲージメント であり、もうひとつは、具体的な生態系の毀損が発生した、あるい は、その疑いが生じた場合に対応するエンゲージメントです。後者 においては、効果的に是正がなされるよう適切な措置が企業で 講じられることを確認します。

アムンディは、企業が生物多様性や生態系サービスのリスクに さらされていることを認識したうえで、問題を防ぐ一方、万一問題 が発生した際に対応する具体的な行動を取るように促すことで、 生物多様性や生態系サービスのリスクに向き合うことを目指して います。また、エンゲージメントは、状況に応じて、直接単独で、 あるいは、他の投資家と協力して実施します。

エンゲージメントに失敗した場合、または、発行体の行動/改善 計画が不十分と考えられる場合には、アクティブ運用の投資ユニ バース(運用裁量を持つすべてのアクティブ運用戦略)から除外 することも含めたエスカレーションを行うことがあります。特に 順番はありませんが、エスカレーションには、ひとつ又は複数の ESG評価基準におけるネガティブオーバーライド、年次総株主 総会での質問、経営陣に反対する議決権行使、声明文の公表、 ESGレーティングの上限設定、そして最終的に問題が重大な場合 には投資除外が含まれます。

#### 実施方法

生物多様性の喪失に対する発行体の影響を評価するため、アムン ディは従来からのデータプロバイダー を含め様々な情報源を 利用しています。ESGスコアへの統合、エンゲージメント、そして、 エスカレーション手段としての可能性がある議決権行使や投資 除外については、これまで記したプロセスに従います。



## 5.責任投資戦略を支える スチュワードシップ

### 5.1 目的と基本方針

スチュワードシップ活動は、個々の投資にESG評価基準を体系的に 統合することと並んでアムンディの責任投資哲学を実践するうえ での中核を成します。私たちは、エンゲージメントと議決権行使に よるスチュワードシップ活動を通じて、長期的な資産価値の維持と いう責任ある投資家としての役割を果たすことに努めています。 また、アムンディには、スチュワードシップ、つまり、ESGを統合する 姿勢と効果的なエンゲージメントが、強固で持続可能かつ包摂的 な低炭素経済への移行を確実に行う上で重要な役割を果たすの だという考えがあります。

スチュワードシップとは、アムンディのリサーチ、レーティング、 議決権行使を結びつけるものであり、当社の責任投資の手法と 戦略の要として機能しています。財務アナリストまたはポートフォ リオ・マネジャーが行う場合も含めて、ESGリサーチ・エンゲージ メント・議決権行使チームは全てのエンゲージメントの一貫性を 担保し、進捗状況の把握とクオリティ管理を徹底しています。

当社が主体的に実施するエンゲージメントの方針は、ポートフォリオ の中長期的なリターンとリスクの関係を改善することを目的として おり、次の点に目標を置いています。

- サステナビリティ・リスクをより適切に管理するために、投資先の ガバナンス、事業運営、ビジネスモデルにおける持続可能性の より効果的な統合を推進し、ベストプラクティス普及に貢献
- サステナビリティの諸要因に対するインパクトにより適切に対処 するために、経済の持続可能性の観点で非常に重要な具体的 課題に投資先自身が与える影響のマネジメント方法の改善
- 投資先の中長期的な成長を支援するために、頑健で持続可能な ビジネスモデルへの収益性を踏まえた転換とこれに合わせた 設備投資や研究開発支出の推進

議決権行使もスチュワードシップ活動の一環です。アムンディに とって、議決権行使は運用責任において不可欠な要素であり、 顧客の資産価値を高めるための取り組みのなかで基本的役割を 担うものです。例えば、当方が主導してエンゲージメントを実施した 後、十分な改善が見られない場合に議決権行使で反対することが あります。また、議決権を行使した結果、発行体とその取締役会に 自社の経営戦略にサステナビリティや長期的視点がより良く統合 されることを促すためにエンゲージメントを実施するきっかけにも なります。

アムンディの議決権行使方針は、次のような点を重視しています。

- 多様性を具えた取締役会が説明責任を果たし十分に機能する こと
- マネジメントと取締役会のそれぞれで環境および社会的課題が きちんと把握されていること
- 強固で持続可能、包括的かつ低炭素な経済への移行を進める ために、執行と監督機能が実効性をそなえていること

なお、エンゲージメントおよび議決権行使に関する方針は、パッシブ 戦略にも適用され、スチュワードシップ活動の目的が共有されて います。

### 5.2 エンゲージメント・テーマと実践

サステナビリティの要素は相互に関連しており、企業が繁栄できる健全な経済を目指すうえでは多面的な働きかけが必要です。そこで、 ESGエンゲージメント・議決権行使チームは、以下に示すようにエンゲージメント活動の全体的な方向性を示す5つの主要テーマを 特定しています。



低炭素経済への 移行



自然資本保全



人的資本と人権



顧客および地域社会 関係者の権利保護



持続的成長のための ガバナンス

アムンディは、保有する証券の種類にかかわらず、発行体レベル で投資先や投資候補先とのエンゲージメントを実施しています。 対象となる発行体の選択は、主に「エンゲージメント・トリガー」と 呼ばれる特定のテーマにおいて発行体が抱えるリスク水準に 基づいて行われます。また、ベスト・プラクティスを広め、透明性を 向上させるためにグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナブル ボンド、ファンド、資産担保証券(ABS)など証券レベルにおいても エンゲージメントを実施しています。

エンゲージメントは広範な地域にまたがり実施されますが、それ ぞれ現地の実情を考慮し、グローバルには同じレベルの高い目標 を掲げながらも、質問項目や中間の目標であるマイルストーンを その地域に適応させています。このようにしてインパクトあるエン ゲージメント活動にすることを目指しています。

### 5.2.1 エンゲージメントの進捗状況の測定とモニタリング

企業のエンゲージメントの時間軸はアジェンダによって異なります が、平均的なエンゲージメント期間は約3年です。発行体ごとの 具体的なエンゲージメント目標と進捗を追跡するため、社内で 独自のエンゲージメント報告ツールが整備されています。そのなか では、エンゲージメントで設定したテーマに関して、改善状況をみる ためのKPIに照らして発行体に与えたフィードバックの内容が記録 されており、これらの目標に対する発行体のパフォーマンスの 経過がわかります。また、透明性と進捗管理の観点から、進行中の すべてのエンゲージメントの状況がひとつのプラットフォームで 運用者と共有されています。また、このデータベースには、ファンド マネジャーや財務アナリストであれば誰でも書き込みが可能です。

エンゲージメントの具体的な目標に向けた発行体の進捗状況は、 マイルストーンで評価されます。アムンディの第一の目標は、ポジ ティブなインパクトをもたらすことであり、どのようにエンゲージ

メントを行うかは、常にその実効性によって決定されます。大組織 で果敢に変化を起こしていくことは、多くのストレスと困難を伴い、 発行体には不可能とさえ思われるかもしれません。だからこそ、 長期的な視野で、その企業が事業を展開する状況や環境を考慮 したうえで、さまざまな中間目標を検討し、長期目標を念頭に置き つつも、取り組みに易く、測定可能な短・中期での改善を目指す ことが、エンゲージメントを効果的に行うためには不可欠です。

投資家として私たちは、強固で持続可能かつ包括的な低炭素経済 への移行を遅滞なく推進するために要求を重ねる一方で現実的で なければなりません。気候変動、生物多様性、人権などの主要な 持続可能性に関われる課題をきちんと測定し対処することには 限界があるのが現状です。アムンディは、サステナビリティを「動く 基準」と捉えており、その動向を取り込みながら、エンゲージメント 戦略を時間とともに進化させています。

### 5.2.2 エスカレーション

企業の変革を後押しする、あるいは、すでに良い結果が表れてい る場合にはこれを継続させるような建設的な対話をアムンディは 目指しています。エンゲージメントが失敗した場合や発行体の改 善計画が不十分と思われる場合、投資除外の可能性を含めてエ スカレーションを実施します36。特に順番はありませんが、エスカ

レーションには、ひとつ又は複数のESG基準における評価の引き 下げ、年次株主総会での質問、議決権行使における経営陣への 反対、公式声明、ESGレーティングへの上限設定、そして、問題が 重大な場合には最終手段として投資除外が含まれます。

<sup>36</sup> 除外方針の適用範囲の詳細については、「9.補足情報」をご参照ください。

議決権行使によるエスカレーション: 気候変動や生物多様性を 含む自然資本の保全、持続可能性に関わる社会的課題やその ほかの要因やリスク、深刻な争点を抱える事案(コントラバシー)、 国連グローバル・コンパクト原則37違反などの重大な問題を抱える 発行体の株式を保有している場合、あるいは、サステナビリティに 関するエンゲージメントで回答が得られない場合、アムンディ は、議決権行使において、取締役会や経営陣による監督・執行に 対して、あるいは、会長ないし一部取締役の再任に対して反対する 場合があります。

ESGスコアを用いるエスカレーション: エンゲージメントが失敗 すると、その企業を組み入れることに直接的な影響が発生する 場合があります。ESGアナリストはESGスコアを構成する評価

基準のなかで、エンゲージメント課題に関わる基準の評価を引き 下げる場合があり、その問題が重大であれば、総合ESGスコアが 引き下げられることもあります。アムンディは、アクティブ運用の オープンエンド型ファンドの投資プロセスにESG評価基準を組み 込んでおり、財務面での目標に加え、ポートフォリオの平均ESG スコアがその運用の投資ユニバースの平均ESGスコアを上回る ことを目標としています。そのため、ESGスコアの引き下げられた 場合、その発行体に投資できる余地が減る可能性があります。

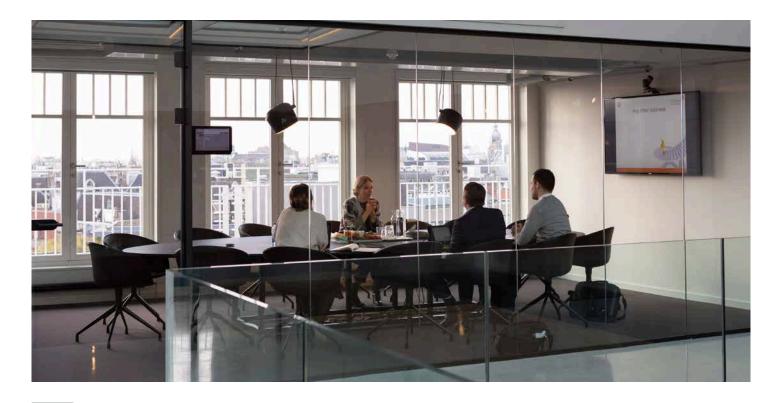
### 5.3 議決権行使

運用責任を果たすうえで議決権行使は重要な役割のひとつで あるとアムンディは捉えています。議決権行使は、顧客の資産価値 を高めるための取り組みで基本的な役割を果たします。投資先 企業のそれぞれが、経営戦略や財務パフォーマンス、リスク管理、 資本政策、環境や社会的課題への対応などのマネジメントを有効 に行い長期的な価値創造を行ううえで、しっかりとしたコーポ レート・ガバナンスはその土台となるのです。

アムンディは、自社がマネジメント会社を務めるファンドや機関 投資家顧客から議決権を委ねられた一任運用において保有する 株式に関して議決権を行使しています。

アムンディの議決権行使方針は、世界で適用され遵守されるべき ガバナンスの基本原則と株主の権利をもとに共通の基準として 設定されています。議決権行使方針は、前年の活動から得られた 学びを踏まえ、規制の改正や市場の動向、世界的に取り入れられた ベストプラクティスを考慮し毎年見直されます。

議決権行使方針は、アムンディのウェブサイトで公開されています。



## 6.投資プロセスへの サステナビリティ統合

### 6.1 基本的な考え

運用戦略で持続可能性を踏まえて判断を行うことは、長期的な 運用成果の重要な要素であるという考えのもとで、アムンディは、 受託者責任の一環として定めた本責任投資方針を実践し、顧客 から信頼されるパートナーとしてサービスを行っています。アムン ディは、顧客がサステナビリティに関して望む条件を踏まえつつ、 業界をリードする運用とともに顧客の投資ニーズや属性に照らして 最適と考えられるサービスやアドバイスを提供しています。

アムンディは投資家の具体的ニーズやサステナビリティへの考え方に対応する包括的で多様なサービスを提供しています。アクティブ、パッシブ、実物資産、ストラクチャード・ソリューション、オルタナ

ティブなど、あらゆるタイプの運用をカバーし、あらゆる地域でさまざまな法的スキームを通じて運用ノウハウを提供しています。 これらはオープンエンド型ファンドや専用ファンド、一任運用で提供され、専用ファンドやマンデートでは顧客に固有なニーズあるいは規制への対応などを踏まえたカスタマイズが可能です。

運用部門のポートフォリオ・マネジャーとアナリストは、発行体の ESGスコアやその他の関連する分析・指標にいつでもアクセスが 可能です。ポートフォリオ・マネジャーは投資プロセスにおいて サステナビリティ・リスクや持続可能性に関わる要因への悪影響を 考慮した判断を行い、アムンディの基本方針を実践しています。

### 6.2 アクティブ運用

運用戦略に持続可能性を取り入れることが長期的な運用成果を支える要因になるという考えのもと、アクティブ運用のオープンエンド型ファンドでは、サステナビリティ・リスクや持続可能性に関わる要因への悪影響をコントロールする一方、適切なコーポレート・ガバナンスを実践しない発行体への投資を行わないための明確な条件が設定されています。また、サステナビリティ・リスクのコントロールや持続可能性のインテグレーションによりフォーカスするプロダクトや、サステナビリティ関連で追加的な運用目標を設けるプロダクトも多数あります。

規制上の要件を遵守し最も高い透明性の基準を満たすことで、 顧客が投資目的やサステナビリティに対する考えに最も適した 商品を見つけることができるように、アムンディは提供するプロ ダクトを4つの主要な商品カテゴリーに分類しています。

- スタンダード:アムンディの除外ポリシーおよび実施最低基準に 準拠し、すべての経済活動を対象に投資するファンドで、ポート フォリオのESGスコアが投資ユニバースよりも高い「レーティ ング・アップグレード」38を適用
- セレクト: アムンディの除外ポリシーおよび実施最低基準に 準拠し、より厳しい「レーティング・アップグレード」39を適用、 あるいは、投資ユニバースの厳選40などを通じて、持続可能性を より重視する手法を適用するファンド41

<sup>38</sup> または、投資プロセスの制約条件としてESGレーティング/スコアを用いるそのほかの統合手法

<sup>39</sup> 運用プロダクトのポートフォリオ平均ESGスコアないしそのほかの非財務スコアが、少なくとも下位20%を取り除いた投資対象ユニバースのスコアと比較して、これを上回ること

<sup>40</sup> 投資対象ユニバースを絞り込み、少なくとも20%削減すること

<sup>41</sup> フランス金融市場庁AMF (Autorité des marchés financiers) が定義するエンゲージメントを非常に重視する手法

- レスポンシブル: アムンディの除外ポリシーおよび実施最低 基準に加え、環境負荷が大きいエネルギー源の使用削減を 進めるため一定の経済活動を除外42したうえで、より厳しい 「レーティング・アップグレード」や投資ユニバースの限定、ない しは、証券や発行体レベルでの具体的な特性で定義されるサス テナブルな投資ユニバースで投資を行うファンド
- クライメート: パリ協定に適合する温室効果ガスの排出削減、 ないしは、気候変動の影響に耐性をそなえる成長をサポートする ことを目的とし、カーボン・フットプリントの削減、あるいは気候 変動対策にポジティブな寄与をすること目的とするファンド



\*欧州証券市場監督気候ESMAは「ファンド・ネーミング・ルール」において、Climate Transition Benchmark(CTB)で適用する条件としてEU委任法令2020/1818の第12.1条(a)から(c)の 記述をParis Aligned Benchmark(PAB)に適用する条件については、同規則第12.1条(a)から(8)の記述のみを参照。同規則第12.2条および第12.3条は、ESMAがファンドの名称に関し 行う除外項目を構成しない。

### 6.3 責任ある外部マネジャー選定

アムンディが資産運用をアムンディ・グループ外の投資運用会社 に委託する場合、通常の投資デューデリジェンスの一環として 2段階の精査を実施しています。運用会社のレベルで実施する オペレーショナル・デューデリジェンス(ODD)と、ODD通過後に 行う、対象の投資プロセスについて実施する投資デューデリジェ ンス(IDD)です。ESGに関する外部からの評価はIDDの一環と して用いられます。

アムンディが外部のファンド・マネジャーに資産運用を委託する 場合、アムンディの評価基準と除外方針が遵守されるよう除外 対象となる発行体リストを毎月送付しています。ただし、アムンディ がファンド・ホスティングのサービスだけを行う場合には「除外 リスト」は適用されません43。

<sup>42</sup> EU委任法令 2020/1818第12条(1)(a)から(B)に定義されるパリ協定整合ベンチマーク(Paris Aligned Benchmark)の除外項目

<sup>43</sup> 除外方針の適用範囲の詳細については、「9.補足情報」をご参照ください。

### 6.4 責任ある外部ファンド選定

アムンディ・グループ以外の責任投資ファンドを選定する場合、 ODDとIDDの両方が実施されます。ESGに関する外部の評価は IDDの一環として用いられます。まず、運用会社レベルで除外 方針や責任投資実施手法(ベスト・イン・クラス、ESGインテグレー ション、インパクト、議決権行使方針、エンゲージメント方針)を 含め責任投資に対する考え方をみたのち、プロダクト・レベルでの

評価(=ラベル認証、SFDRやEUタクソノミーに照らした属性、PAI= サステナビリティに有害な影響を与える事象の開示、GHG排出量 および報告等に関して)を定性的に行います。つぎに、定性評価との 整合性を評価するために社内のESG評価手法とスコアを用いて ポートフォリオの保有銘柄から定量的にESGスコアの算出し分析を 行います。

### 6.5 リスク管理

ESG評価基準は、アムンディの内部統制に組み込まれており、 運用チームが自ら行う第一段階のコントロールとリスク管理部門 による第二段階のコントロールに分かれています。

リスク管理チームは、アムンディ・グループの運用者と同じ装備と 手続きを用いて、対象となる全範囲であらゆる運用ルールに関する モニターを行うのと同様に、非財務属性(ESGルール)をモニタリ ングします。ESGルールには、法令上の制約、顧客要請、アムンディ による除外ルール、ポートフォリオに関して具体的に契約書面に

記載される投資対象の適格基準や運用管理ルールなどが含まれ ます。これらのルールに関するコンプライアンス管理は、社内の コンプライアンス・ツール上の次の仕組みを通じて自動化されて います。

- 特に除外方針に関わる場合、取引前の注意喚起と取引禁止 警告
- 取引後の警告:ルール抵触の可能性をファンド・マネジャーに 通知、違反状態の解消を要求

## 7.情報開示

### 7.1 責任投資運用資産残高

「責任投資運用資産」(RI AUM)とは、責任ある投資のための判断基準を投資プロセスに組み込んだ運用プロダクトを指します。これらの基準は、環境、社会、ガバナンスの具体的課題や倫理、持続可能性に関する特定のテーマ<sup>44</sup>に関するもので、いくつかの組み合わせである場合もあります。ESG特性としては、プロダクトの投資テーマに応じて、ベスト・イン・クラスとして発行体を同業他社と間で相対比較したESGスコアか、ESG課題に関するKPIについての絶対評価が用いられます<sup>45</sup>。責任投資として、こうした特性を組み入れるには、①投資可能なユニバースから発行体や経済活動を除外する、②リスク・リターンをより良くコントロールするために投資分析や判断にESG基準を取り入れる、③すぐれたESG評価の発行体をスクリーニングするなどの手法<sup>46</sup>があります。

こうした運用プロダクトでは、責任投資としての特性が、投資プロセスにおける主要な一面として、あるいは、他の属性との比較において明確に現れます。

最終的に責任投資のユニバースとは、投資家によりまちまちな 考え方に対応するために様々な手法で運用されるソリューションの 集合であり、その中には後段で述べるラベル取得(認証)を受ける ことが可能なものも含まれています。責任投資運用資産残高に 計上されるのは、上述のプロダクトが次の要件を満たす場合です。

● 主たる目的として、あるいは、財務目的との組み合わせで、責任 投資の目的が設定されている

#### または

② 投資判断や投資先選定プロセスに責任ある投資としての特性 が組み込まれている

#### または

なお、アムンディのグローバル責任投資方針の対象となるプロダクトにおいて採用される責任ある投資としての特性には、グループ全体で共通する除外基準やエンゲージメント・議決権行使に関するそれぞれの方針以外にも、より広い基準や別の特性が加わる可能性があります。

### 7.2 ファンド認証制度と情報開示

#### ファンド認証制度(ラベル)

アムンディは、各地域で個人投資家や販売会社、そのほか特定 投資家、一般投資家のニーズにあったプロダクトを提供してい ます。責任投資ソリューションには、各国でラベルを取得=認証を 受けた一連のプロダクトがあります。以下は、その例です。

- SRI、Greenfin、FAIR [I用Finansol] (フランス)
- FNG(ドイツ)
- Towards Sustainability [旧Febelfin](ベルギー)
- LuxFlag(ルクセンブルグ)
- Austrian Ecolabel (オーストリア)

#### ファンドレベルでの情報開示

アムンディは顧客とのコミュニケーションにおいて、常に透明性を保ち、オープンであることを重視しています。責任投資に対する考え方や方針にはじまり、特定事項に関する報告に至る包括的な情報を顧客に開示しているのはその一例です。さらに、顧客のニーズに合わせて、標準的なESGレポートとカスタマイズしたESGレポートのいずれも提供が可能です。

<sup>44</sup> 例えば、国連の持続可能な成長目標 https://sdgs.un.org/goalsに関連するもの

<sup>45</sup> それぞれ、「ベスト・イン・クラス・アプローチ」、「アブソリュート・アプローチ」と呼ばれます。

<sup>46</sup> それぞれ、「ネガティブ・スクリーニング」、「インクルージョン」、「ポジティブ・スクリーニング」として知られています。

アムンディは責任投資を行うオープンエンド・ファンドでESGレポー トを毎月発行することを目標としています。これらのレポートには、 ポートフォリオのESGレーティングとベンチマーク・インデックス や投資ユニバースとの比較、ポートフォリオで投資する発行体の ESGパフォーマンスに関するコメントなどが含まれています。また、 アムンディは欧州における情報開示のルールに従っています。 このルールは、AFG、FIR、EUROSIF47によって策定・承認された もので、資産運用会社が顧客に対して、責任投資ポートフォリオ 運用に関して正確で分かり易い情報を提供することを求めてい ます。

また、気候変動や社会的連帯をテーマとするファンドについては、 正確なインパクト・モニタリングを確実を行うために専用のレポート を作成しています。さらに、投資家に対する開示を強化するため、 アムンディは定期的に包括的なコメントを掲載したレポートを機関 投資家の顧客に送付しています。

### 資産運用会社レベルでの情報開示

アムンディは、企業としての責任投資活動に関し年次で報告して います。

- 「スチュワードシップ・レポート」
- 「議決権行使報告書」(追加情報としてオンラインでアクセス 可能な議決権行使記録)
- 「エンゲージメント・レポート」
- 「気候変動・サステナビリティ報告書」

同時に、アムンディでは従業員、提携する販売ネットワークの ファイナンシャル・アドバイザー、また、要望に応じ顧客に対して、 責仟投資に関する研修を実施しています。

### 7.3 EU規制情報

サステナビリティ開示規則(EU)2019/2088(SFDR)および持続 可能な投資を促進するための枠組みに関する規則(EU)2020/852 (タクソノミー規則)への対応状況については、アムンディのウェブ サイト(https://about.amundi.com/esg-documentation) にてアクセス可能なSustainability Finance Disclosure Statementをご参照ください。

プロダクト・レベルのサステナビリティ関連開示については、アムン ディの関連ウェブサイトまたは目論見書をご参照ください。

<sup>47</sup> AFG=Association française de la gestion financière フランス資産運用業協会、FIR=Forum pour l'Investissement Responsable責任投資フォーラム、EUROSIF=European Sustainable Investment Forum 欧州持続可能投資フォーラム。

## 8.資産運用業界の 発展に向けて

### 業界市場団体への積極的な参加

アムンディは、責任ある金融、持続可能な開発、コーポレート・ガバナンスの発展を目的とした市場団体が主導する実務者グループに 積極的に参加しています。フランス資産運用協会(AFG)、欧州資産運用協会(EFAMA)、企業の社会的責任に関する研究会(仏) (ORSE)、フランス責任投資フォーラム(Forum pour l'Investissement Responsible - FIR)、各国のサステナブル投資フォーラム (スペインSpainsif、スウェーデンSwesif、カナダCASI、日本JSIF、オーストラリアASIF)、フランス企業環境協会(EPE)などのほか、 ソーシャルインパクト投資の団体であるFAIR48のメンバーでもあります。

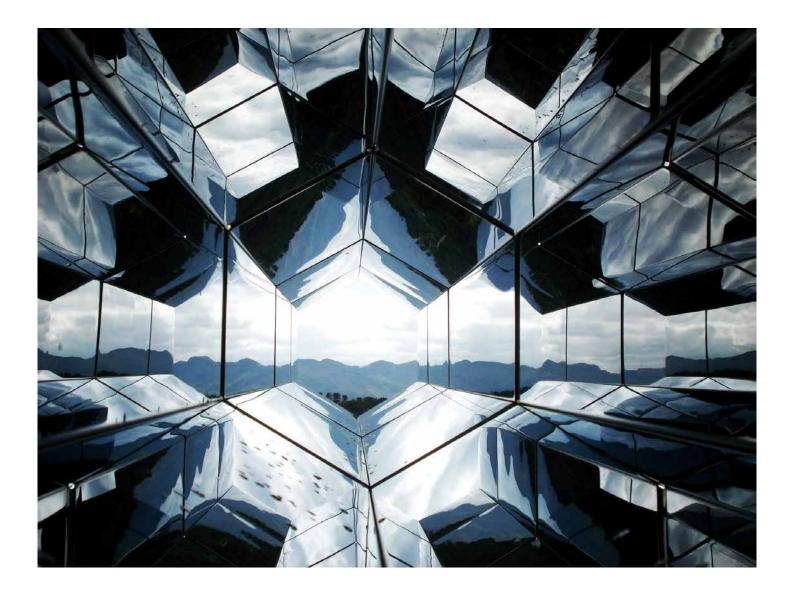
下表は、アムンディが遵守している原則、アムンディが署名した声明、アムンディが参加している市場団体の一覧です。

責任投資	<ul> <li>Principles for Responsible Investment, PRI</li> <li>UN Global Compact</li> <li>Institue de la Finance Durable, IFD</li> <li>GIIN Operating Principles for Impact Management</li> <li>Global Investors for Sustainable Development Alliance, GISD</li> <li>World Benchmarking Alliance, WBA</li> <li>European Sustainable Investment Forum, EUROSIF</li> <li>Global Impact Investment Network</li> <li>Capacity-building Alliance of Sustainable Investment, CASI</li> </ul>
環境	<ul> <li>Net Zero Asset Managers, NZAM<sup>49</sup></li> <li>Institutional Investors Group on Climate Change, IIGCC</li> <li>Asia Investor Group on Climate Change, AIGCC</li> <li>CDP Disclosure Insight Action</li> <li>ICMA Green Bonds Principles</li> <li>Climate Action 100+</li> <li>Task Force on Climate-related Financial Disclosure</li> <li>One Planet Sovereign Wealth Fund, OPSWF</li> <li>Farm Animal Investment Risk and Return, FAIRR</li> <li>Finance for Biodiversity Pledge</li> <li>Powering Past Coal Alliance, PPCA</li> <li>Nature Action 100</li> </ul>
ソーシャル	- Access to Medicine Index - ICMA Social Bonds Principles - Workforce Disclosure Initiative, WDI - Financer Accompagner Impacter Rassembler, FAIR (I⊟Finansol) - The Platform Living Wage Financials, PLWF - Investors for a Just Transition - Investor Action on Antimicrobial Resistance - The 30% Club France Investor Group - The 30% Club Japan Investor Group - The 30% Club Germany Investor Group - Tabacco-Free Finance Pledge
ガバナンス	<ul><li>International Corporate Governance Network, ICGN</li><li>Council of Institutional Investors, CII</li></ul>

<sup>48</sup> FAIR=Financer Accompagner Impacter Rassembler (旧 FINANSOL) は、フランスのソーシャル・インパクト・ファイナンスおける各方面のステークホルダーを統合する団体 49 NZAMは2025年1月に同団体の取組みを見直すことを決定しました。したがって、NZAMが署名機関に求めるコミットメントの実行と進捗状況の報告は現在停止されています。

### 8.2 学界との連携

アムンディは学術研究を積極的に支援しており、気候変動ファイナンスに関する大学の講座と複数のパートナーシップを結んでいます。 2023年のはじめに、アムンディは、EDHEC-Risk Climate Impact Instituteの「ポートフォリオにおける気候リスクの測定と管理 (Measuring and Managing Climate Risks in Investment Portfolios)」研究講座、Linux FoundationのOS-Climate、地球 変動の科学と政策に関するMITとの共同プログラム(MIT Joint Program on the Science and Policy of Global Change)の 3つの研究イニシアチブを通じて、気候変動の緩和と適応に関する主要な研究活動の支援を強化しました。



## 9.補足情報

### 除外方針の適用範囲50

#### 表1:資産クラス別適用範囲51

資産クラス		対人地雷と クラスター 爆弾	化学・ 生物兵器	国連 グローバル・ コンパクト原則	劣化ウラン 兵器	核兵器	タバコ	一般炭	非在来型 化石燃料			
アクティブファンド	オープンエンドファンド		適用									
パッシブファンド	非ESG ETF/ インデックスファンド <sup>52</sup>	適	適用 適用外					<b>k</b>				
	ESG ETF / インデックス・ファンド <sup>53</sup>		適用 									
フォーミュラ・ファンド	ESGフォーミュラ・ ファンド <sup>54 55</sup>		適用									
	非ESGフォーミュラ・ ファンド	適用 適用外										
バイ&ウォッチファン	ř	適用ファンドの設定日時点で有効な除外方針を適用										
マルチ・マネジメント	ファンド・オブ・ファンズ (「ラッパー」)、 外部ファンド	「責任ある外部ファンド選定」参照										
ファンド ホスティング <sup>56</sup>	アムンディがフルサービス するファンド		適用									
	その他のファンド	適用外										
サブ・ アドバイザリー	「ファンドチャネル」を通じて 提供されるファンド				適	用						

<sup>50</sup> 部分適用、あるいは、適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、2ページの「目的および範囲」をご参照ください。ESGインテグレーションに関する全ての情報は ファンドの募集要項で確認いただけます。

<sup>51</sup> 新規のマンデートや専用ファンドの場合、アムンディの除外方針と実施最低基準は、顧客からの別段の要請が無い限り、契約前書面に従って実施・適用されます。

<sup>52</sup> 非ESGインデックスファンドについて:パッシブ運用において可能な限りインデックスを複製することは、受託者としての責任であり、また、契約上の義務でもあります。ポートフォリオ・マネ ジャーは、複製対象であるインデックスに従うエクスポージャーを組成し契約上の義務を履行します。そのため、非ESGインデックスに追随するETFおよびファンドでは、法令の要請に拠る 以外のルールに基づく投資除外は行われません。

<sup>53</sup> 各インデックスは指数提供会社がそれぞれに持つESGデータに基づき定義・算定されます。そのため、アムンディのグローバルESGレーティングと比較した場合、評価が一致しない場合が あります。なお、シンセティックESGETFの場合、運用するバスケットを構成する証券には全てアムンディの除外方針が適応されています。

<sup>54</sup> ESGフォーミュラファンド(インデックス・レプリケーション)の場合、指数提供各社が独自のESGデータに基づき原指数を定義・産出するため、アムンディのグローバルESGレーティングと 比較して評価が一致しない場合があります。

<sup>55</sup> ESGシンセティック・フォーミュラ・ファンドについては、運用するバスケットを構成する証券には全てアムンディの除外方針が適応されています。

<sup>56</sup> 外部マネジャー向けに提供するファンド設定・管理サービス

### 表2:投資対象別の除外ポリシーの適用範囲57

対象	対人地雷およびクラスター爆弾	化学・生物兵器	国連グローバル・コンパクト原則	劣化ウラン兵器	核兵器	タバコ	一般炭	非在来型 化石燃料			
株式		適用									
直接保有有価証券		適用									
個別銘柄のデリバティブ		適用									
指数デリバティブ				適用	外						
担保証券		適用									
		有価証券貸借取引や店頭取引で受け入れた有価証券、ならびに、相手方の現金と引き換えに行うレポ取引も含まれます。アムンディのESG評価がGである発行体の証券が差し入れられた場合、当該証券は取引相手に返却されます。									
転換社債		適用									
現金商品				適	Ħ						

<sup>57</sup> 部分適用、あるいは、適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、2ページの「目的および範囲」をご参照ください。ESGインテグレーションに関する全ての情報は ファンドの募集要項で確認いただけます。

#### 表3:テーマ別外除外ポリシーの適用範囲58

以下に概要を示す投資除外のルールおよび対象は適用の最低基準であり、対象となる地域や国の法令順守のために調整されることが あります。

カテゴリー	サブカテゴリー	除外範囲	実施最低基準			
兵器	対人地雷・クラスター爆弾59	製造、販売、保管、サービスに関わる発行体	売上1ユーロ以上			
	化学·生物兵器 <sup>60</sup>	製造、販売、保管に関わる発行体	売上1ユーロ以上			
	劣化ウラン弾61	製造または販売に関わる発行体	総収入の5%以上			
	核兵器 核兵器の中核部品または専用 部品の製造に携わる企業で	核兵器不拡散条約非加盟国、ないしは、核兵器不拡散条約加盟国であってNATO 非加盟国において、核兵器の製造、販売、保管に関わる発行体	売上1ユーロ以上			
	あって、右の3つの基準のうち 少なくとも1つに該当する場合	核弾頭および/または核ミサイル本体、ならびに核兵器用に開発、あるいは、その ために大幅に改変した部品製造に関わる発行体	売上1ユーロ以上			
		資本関係による収入や民生軍事双方に利用可能な部品、運搬手段提供による 収入を除き、核兵器製造または販売から大きな収益を得ている企業	総収入の5%以上			
国連グローバル・コンパクト原則		グローバル・コンパクトの10原則のうちいずれかの項目で重大な違反を繰り返し、信頼に足る是正措置が取られて いない発行体				
一般炭 <sup>62</sup>	開発業者	建設中の許可済み石炭プロジェクトに関与する鉱業、公益事業、輸送インフラ企業	アクティブ運用戦略			
	採掘事業者	一般炭採掘の売上高比率が高い企業	売上高の20%以上			
		一般炭の採掘を行う企業	年間70メガトン以上			
	一般炭から段階的な撤退を 適切なペースで進めることが	総収入の相当な割合を一般炭採掘と石炭火力発電から得ている企業	総収入の50%以上			
	難しいと判断される場合	移行計画が不十分であり、石炭火力発電と一般炭採掘からの売上がある企業	総収入の20%以上50%未満			
非在来型化石燃料	非在来型石油・ガス(シェールオー	イル、シェールガス、オイルサンド)の探鉱・生産に関連する企業	売上高の30%以上			
タバコ	紙巻タバコ・メーカーを含む、最終	8製品としてのタバコを製造する企業	売上高の5%以上			

<sup>58</sup> 部分適用、あるいは、適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、2ページの「目的および範囲」をご参照ください。ESGインテグレーションに関する全ての情報は ファンドの募集要項で確認いただけます。

<sup>59</sup> オスロ条約(2008年12月3日)、それぞれ164カ国、103カ国が批准(含むEU加盟国、除く米国、2018年7月時点)

<sup>60</sup> 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(1993年1月13日)及び細菌(生物)兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約 (1972年3月26日)

<sup>61</sup> 国際条約による禁止や制限の対象ではないものの、劣化ウラン弾は、放射性物質や有害化学物質を放出し、人体とともに環境への長期にわたるリスクを引き起こす兵器と考えられます。

<sup>62</sup> 除外基準に該当しながらもアムンディの投資先であるすべての「石炭」企業は、撤退計画を策定することを表明しています。OECD構成国で2030年、それ以外は2040年までの撤退という 時間軸を守れないことが判明した場合には、エスカレーションを実施します。

### ESG評価基準とウエイト付け

### ESG評価基準

環境		社会		ガバナンス	
GHG排出とエネルギー効率	•	職場の安全衛生管理	•	取締役会の構成	•
グリーンビジネス	•	人的資本管理・労働慣行	•	監査と内部統制	•
クリーン・エネルギー	0	労使関係	•	役員報酬	•
グリーン・カー	0	サプライチェーンでの人権・労務管理	•	株主権の保護	•
グリーンケミストリー	0	製品・顧客への責任	•	企業倫理	•
持続可能な建設	0	製品開発過程での生命倫理	0	税務慣行	0
責任ある森林資源管理	0	責任あるマーケティング	0	ESG統合経営	•
紙リサイクル	0	健康志向の製品	0		
グリーン投融資	0	タバコに関連するリスク	0		
グリーン保険	0	車輛の安全性	0		
水資源管理	•	乗客の安全	0		
生物多様性・環境汚染	•	責任あるメディア	0		
包装・エコデザイン	0	データ・セキュリティ、プライバシー	0		
サプライチェーンでの環境配慮	•	地域社会への貢献と人権			
		デジタルデバイド	0		
		医療へのアクセス	0	●:全セクター共通基準 17項目	
		金融サービスへのアクセス	0	●:セクター別基準 21項目	

### セクター毎のウエイト付け

	エネルギー	素材	資本財サービス	一般消費財サービス	生活必需品	ላルスケア	超	情報技術	電気適信サービス	業量異次	不動産	SSA(国際機関、地方 自治体、政府機関)
環境												
GHG排出・ エネルギー効率	10-20%	5-25%	5-30%	0-10%	0-10%	0-15%	0-10%	10-20%	0-15%	5-15%	5-10%	0-10%
グリーンビジネス*	5-10%	0-25%	0-15%	0-25%	-	-	0-35%	-	-	0-15%	30-35%	15-20%
水資源管理	0-10%	5-15%	0-10%	0-10%	0-15%	0-10%	-	0-15%	0-10%	5-20%	-	-
生物多様性· 環境汚染*	10-20%	5-20%	5-20%	5-20%	5-25%	5-15%	0-10%	0-10%	0-10%	5-15%	0-10%	-
サプライチェーンでの 環境配慮	0-5%	0-5%	0-10%	0-10%	0-10%	0-5%	-	0-10%	-	0-5%	-	-
社会												
職場の安全衛生管理	5-15%	0-10%	5-15%	0-5%	0-5%	0-10%	-	-	-	5-15%	-	0-5%
人的資本管理· 労働慣行	0-10%	0-15%	5-20%	5-15%	0-15%	5-15%	0-10%	5-30%	15-25%	0-5%	5-10%	0-10%
労働関係	0-5%	0-10%	0-10%	0-5%	0-5%	0-5%	-	-	-	0-5%	-	0-5%
サプライチェーンでの 人権労務管理	0-5%	0-5%	0-10%	0-10%	0-5%	0-5%	0-15%	0-10%	0-10%	0-5%	5-10%	-
製品・顧客への責任*	-	0–10%	0-10%	5-15%	10-20%	5-25%	0-30%	5-30%	20-35%	0-5%	5-10%	15-20%
地域社会への 貢献と人権*	0-15%	0-15%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	5-15%	0-10%	-
ガバナンス												
取締役会の構成	5–10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5–10%	5-10%	5–10%
監査と内部統制	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%
役員報酬	0–10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%
株主権の保護	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	-
企業倫理*	10-20%	5-15%	5-20%	5-10%	5-15%	5-20%	5-20%	5-15%	0-10%	10-15%	5-15%	15-20%
ESG統合経営	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%

<sup>\*</sup>セクター別基準については「ESG評価基準」の表を参照

### トランジション・スコア笪出手法

アムンディは、気候目標に関する企業の取り組みと実績を評価する独自のトランジッション(移行)スコアを開発いたしました。

#### 適用対象

本スコアは、移行において重要な役割を担う企業のみに適用され ます。対象となるのは次の発行体です。

- MSCIセクター分類で定義した高排出セクターに属する発行体 または
- スコープ1、スコープ2、およびスコープ3(上流)からなる排出原 単位が、売上1百万ユーロあたり400トンCO₂e<sup>63</sup>を超える 発行体

### 評価

発行体は、以下の3つの主要な側面から評価されます:

- 炭素排出量が多い活動への関与: 国際エネルギー機関(IEA)の ネットゼロシナリオ64で示される、地球規模の気候目標と相容れ ない活動(ブラウンな活動)への発行体の関与の度合いを評価 します。石炭および非在来型石油・ガスの採掘をはじめとする 活動であり、収益に占める割合に基づきます。
- 整合性: 発行体の炭素排出量推移がネットゼロシナリオで求め られる経路とどの程度整合しているかを評価します。温室効果 ガス直接排出原単位の推移に加え、炭素削減目標の頑健性、 特にSBTi(科学に基づく目標設定イニシアチブ)により認証 されたコミットメントなどを用います。
- 「グリーン」事業: エネルギー効率の向上、クリーンな生産プロ セス、再生可能エネルギーの導入、炭素回収、その他の排出削減 活動を通じて、発行体が低炭素経済への移行を進めるソリュー ションの提供にどの程度関与しているかを評価します。評価は、 EUタクソノミーに沿った収益の割合、または「グリーンシェア」 データとして特定された収益の割合に基づきます。

これら3つの面における判断基準として、業種別の基準や閾値等を 設定し、外部データプロバイダーからの原データとともに社内ESG アナリストによる分析結果を活用した評価が実施されます。

### 分類

3つの側面における評価に基づき、発行体は大きく以下の3つに グループ分けされます。:

- **未対応**:ブラウンな活動への顕著な関与、または、温室効果ガス 直接排出原単位の増加が見られる発行体
- **改善中**: 直接温室効果ガス排出原単位の削減を開始、または、 少なくともSBTiを通じて炭素削減目標設定を表明(またはその 両方)している発行体
- **先進的**: 信頼性が高く野心的な移行計画を有する発行体、 または、事業活動の大半が低炭素ソリューションの提供である 発行体

これらの大分類の下に6つのサブカテゴリーが設けられています。 各サブカテゴリーには1から100までの**定量的な移行スコア**が 割り当てられており、100が「先進的」に相当します。ポートフォリオ レベルのトランジッション・スコアは発行体のスコアを時価総額で 加重平均して算出されます。

<sup>63</sup> 二酸化炭素(CO2)に換算した(e)トン数。

<sup>64</sup> 国際エネルギー機関(2021年)Net Zero by 2050: A Roadmap for the Global Energy Sector

### ESGインテグレーションにおける長年の実績

2010年 経営戦略の柱の一つとして社会的責任にコミットする ことを決定し、運用方針に財務基準のみならず持続可能な成長 基準と社会的責任基準を組み入れ

2011年 組織効率化とSRI分野の発展促進のため、機関投資家 運用部門に子会社IDEAMを統合

2013年 SRIのアプローチにつき仏規格協会AFNORの認証を 資産運用会社として初めて取得。この認証は、広く知られる独立 機関が、顧客資産の運用に対する真摯な取組姿勢を意思決定 過程、専門性、データの追跡可能性、情報量、対応力等について 証明し、またオペレーションが社内の管理プロセスのもとで執行 されている点を確認するもの

2014年 投資先企業に改善を促す一環として最初のエンゲージ メント・レポートを発刊

**2015年** WeConvene ExtelとUKSIF(英国サステナブル投資 金融協会)のSRI・サステナビリティ調査において、SRI/ESGの 資産運用会社部門で第1位獲得

エネルギー/環境移行へのファイナンスを積極化。主なグリーン ボンド・イニシアチブへの参加とパリ・グリーンボンド・ステート メントへの署名、グリーンボンドに特化したファンドの立ち上げ

2016年 仏経済財務省が創設したSRIラベルの認定を4ファンド で資産運用会社として初めて取得。同制度、投資家のなかでも 特にSRIに高い関心を示しつつある個人に対して、SRIファンドが 高い透明性の提供を目的とする

Extel/UKSIFのSRI・サステナビリティ調査において、SRI/ESGの 資産運用会社部門で再び第1位獲得

2017年 途上国のグリーンボンド市場の発展を促すため、国際 金融公社(IFC)と共同で新興国市場を対象とする世界最大の グリーンボンド・ファンド(20億ドル)を立ち上げ

2018年 責任投資へのコミットメントを強化すべく、10月に3か年 行動計画を発表=全てのオープンエンド型アクティブ・ファンドに おけるESG方針採用、議決権行使方針へのESG反映、アドバイザ リー・サービスの拡大と特定の環境・社会・社会的連帯に向けた イニシアチブ強化等の目標を設定

12月、アムンディ(60%)とEDF(40%)のジョイントベンチャー であるAmundi Energy Transition(AET)は、Dalkia(EDF グループ)とエネルギー移行プロジェクトへのファイナンスに向けて 提携契約を締結

子会社CPRアセットマネジメントでの運用や責任投資に特化した 多様なETFを通じて、革新的プロダクトを立ち上げ、責任投資 ソリューションを拡充

2019年 あらたな投資手法の開発を通じ責任投資方針を積極的 に実践。アジアインフラ投資銀行(AIIB)と提携し新興国のインフラ ストラクチャーにファイナンスをする気候ボンド・ファンドの立ち 上げ、欧州のグリーンデット市場において、特に中小企業へのファイ ナンスを促すことを目指す欧州投資銀行(EIB)との間でグリーン・ クレジット・コンティナム・プログラムの立ち上げ

そのほかの取り組みとして、ソブリン・ウェルス・ファンドが気候 変動をポートフォリオ・マネジメントに組み入れることを支援する ためのワン・プラネット・ソブリンウェルスファンド・アセットマネ ジャー・イニシアチブへの参加、環境問題について発行体による 情報開示の向上を目標とする日本のTCFD(気候関連財務情報 開示タスクフォース)コンソーシアム・イニシアチブ(経済産業省・ 金融庁・環境省の支援を受けて設立)への参加

2020年 新興市場におけるグリーン・ボンドにつづき、ソーシャル・ ボンドの発展支援を打ち出し、12月初のソーシャル・ボンド戦略を 立ち上げ。Euro iSTOXX Ambition Climate PABインデックス を複製するObjectif Climat Actions戦略の立ち上げを発表。 これと並行し、ETF部門は責任投資ETFの品揃えを拡充し、株式と 債券のESGと気候変動に関連するETFを包括的に提案し、各地域 の主要投資家を対象にさまざまなレベルで持続可能性の統合を 提案

2021年 ネットゼロ・アセットマネジャー・イニシアチブに参加、 2050年またはそれ以前にカーボンニュートラルを達成することを 表明、アムンディの変革を加速させる10の主要施策をまとめた 「Ambition 2025」計画を発表

2022年 ネットゼロ・アセット・マネジャー・イニシアティブに おける中間日標を発表

2023年 主要資産クラスにおけるアクティブないしパッシブ 運用で構成され「ネット・ゼロ・アンビション」ファンドの発売を 発表、機関投資家、個人投資家に投資機会を提供

2024年 アムンディ・テクノロジーを通じて、環境・社会的 課題に関する技術的分析・意思決定支援ツールであるALTO\* Sustainabilityを発表、責任投資と持続可能な金融への支援を 強化

#### 免責事項

本書類は、米国市民または居住者、ならびに米国証券法1933年のSEC規則Sにおいて定義される「米国人(U.S. Person)」を対象としたものではありません。

本資料は情報提供のみを目的としており、購入の勧誘、投資助言、または商品の販売勧誘を意図するものではありません。本資料は契約書またはいかなる合意事項を表すものでもありません。

本資料に含まれる情報は、特定の投資目的、財務状況、または特定の投資家のニーズを考慮したものではありません。

提供される情報は正確性、網羅性、関連性を保証するものではありません。アムンディは信頼できると考える情報源に基づき作成していますが、 予告なく変更される場合があります。情報は特定の時点のデータに基づいており、必然的に不完全であり、変更される可能性があります。

本資料に示されているすべての商標およびロゴは、それぞれの所有者の財産です。

アムンディは、本資料に含まれる情報の使用に起因する直接的または間接的な損害について、一切の責任を負いません。また、本資料に基づくいかなる意思決定や投資についても、アムンディは責任を負いかねます。

投資にはリスクが伴います。過去の実績やそれに基づくシミュレーションは将来の結果を保証するものではなく、将来のパフォーマンスの信頼 できる指標でもありません。

本資料に含まれる情報は、アムンディの事前の書面による承諾なしに、第三者またはいかなる国・法域においても複製、改変、翻訳、配布することはできません。これによりアムンディまたはその商品が当該法域での登録義務を負うこととなる場合や、違法とみなされる場合があります。

本ポリシーは公開されており、英語および他言語で発行されています。英語版と他言語版に不一致や相違がある場合は、英語版が優先されます。

本資料は、アムンディが2025年10月時点で正確と判断した情報で構成されています。

#### アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第350号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

[5017944]

